

大学における教育内容等の改革状況について（概要）

大学において教育内容の改善を図る取り組みが積極的に行われているところであるが、文部科学省では、平成 21 年度の大学（学部及び研究科）における教育内容等の改革状況について取りまとめた。

今回の調査における主な結果は以下のとおり。

※数値は、原則として大学及び大学院大学を対象。ただし、学部のみ、または研究科のみを持つ大学が存在するため、「学部段階において」「研究科段階において」と記載がある場合は、それぞれ対象大学数が異なる。

1. 教育制度の改善，教育方針の明確化

【GPA 制度の導入の状況】（17p）

○ 平成 21 年度において、GPA 制度を導入する大学は以下のとおり。

学部段階において GPA 制度を導入している大学・・・H20:330 大学（46%） → H21:360 大学（49%）

研究科段階において GPA 制度を導入している大学・・・H20:139 大学（23%） → H21:159 大学（27%）

【入学時期の弾力化】（23p）

○ 平成 21 年度において、4 月以外の時期に入学する者は増加。

学部段階の 4 月以外の入学者・・・H20:2,023 人 → H21:2,226 人

研究科段階の 4 月以外の入学者・・・H20:4,925 人 → H21:5,547 人

【人材養成その他の教育研究上の目的の設定及び公表の状況】（1p）

○ 平成 20 年度から、学部段階において「人材養成その他の教育研究上の目的」を定め、公表することが義務化された。平成 20 年度と平成 21 年度の状況は以下のとおり。

「学部段階において教育研究上の目的を定めている大学」

・・・H20:646 大学（89%） → H21:702 大学（96%）

「学内外に公表している大学」・・・H20:555 大学（77%） → H21:629 大学（86%）

【教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）の設定及び公表の状況】（3p）

○ 平成 20 年度の学士答申等において、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの策定・公表が提言されたが、平成 20 年度と平成 21 年度の学部段階での状況は以下のとおり。

「定めている大学」・・・H20:401 大学（55%） → H21:503 大学（69%）

「学内外に公表している大学」・・・H20:295 大学（41%） → H21:390 大学（53%）

【入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）の設定及び公表の状況】（4p）

「定めている大学」・・・H20:581 大学（80%） → H21:654 大学（89%）

「学内外に公表している大学」・・・H20:525 大学（73%） → H21:590 大学（81%）

2. 教育内容の改善

【ボランティア活動を取り入れた授業科目の開設状況】(8p)

- 学部段階において、ボランティア活動を取り入れた授業科目を開設している大学は 322 大学(44%)、ボランティアに関する講義科目を実施している大学は 292 大学 (40%)。

【キャリア形成を支援する授業科目の実施状況】(7p)

- 学部段階において、教育課程内、教育課程外のいずれかでキャリア教育を実施している大学は 684 大学 (94%)。うち、授業科目として実施する大学は 627 大学 (86%)、授業科目以外の特別講義等として実施する大学は 393 大学 (54%)。

【学生による授業評価の結果を授業改善に反映させる組織的な取組の状況】(22p)

- 平成 21 年度に学生による授業評価を実施した大学のうち、授業評価の結果を授業改善に反映するための組織的取組が行われているのは、603 大学 (80%) となっている。

【主専攻・副専攻制を導入している大学】(11p)

- 学部段階において、専攻分野以外の分野の授業科目を体系的に履修させる「主専攻・副専攻制」は、平成 21 年度現在、192 大学 (26%) が導入している。

【履修証明プログラムの開設状況】(29p)

- 平成 20 年度から、大学等における履修証明制度が創設された。平成 21 年度の状況は以下のとおり。
開設している大学・・・H20 : 39 大学 48 プログラム→H21 : 72 大学 130 プログラム

3. 大学の国際化の推進

【「英語による授業」のみで卒業・修了できる学部・研究科】(33p)

- 学部、研究科ともに増加傾向

学部・・・H20 : 7 大学 8 学部→H21 : 8 大学 9 学部

研究科・・・H20 : 73 大学 139 研究科→H21 : 81 大学 155 研究科

- ※このほか、「国際化拠点整備事業」により、11大学、9学部(12コース)、41研究科(72コース)で、英語による授業のみで卒業・修了できるコースが設けられている。(平成22年度)

【国外大学等との交流協定に基づくダブル・ディグリー(※)制度の導入】(34p)

- 国外大学等との交流協定に基づくダブル・ディグリー制度を導入している大学数は増加

・・・H20 : 85 大学 (11%) →H21 : 93 大学 (12%)

- ※ ここでのダブル・ディグリーとは、複数の学位を取得する際、通常要する期間より短い期間に、留学を活用するなどして、これらの学位を取得する履修形態を指す。

4. 高等学校との接続

【高等学校での履修状況への配慮】(13p)

- 学部段階において高等学校における履修状況への配慮を実施する大学は増加。

H20 : 473 大学 (65%) → H21 : 487 大学 (67%)

主な配慮の内容は以下のとおり。

- ・ 補習授業の実施・・・274 大学 (高等学校での履修状況への配慮を行う大学の 56%)
- ・ 既修組・未修組に分けた授業の実施・・・119 大学 (同 24%)
- ・ 学力別クラス分けの実施・・・303 大学 (同 62%)

【初年次教育の取組状況】(14p)

- 新入生向けプログラムである初年次教育を実施する大学は増加。

H20 : 595 大学 (82%) → H21 : 617 大学 (84%)

主な取組の内容は以下のとおり。

- ・ 「レポート・論文の書き方等文章作法関連」・・・533 大学 (初年次教育を行う大学の 86%が実施)
- ・ 「プレゼンテーションやディスカッション等の口頭発表の技法関連」・・・488 大学 (同 79%が実施)
- ・ 「学問や大学教育全般に対する動機・方向付け関連」・・・470 大学 (同 76%が実施)

【平成 21 年度の基本データ(平成 21 年 5 月 1 日現在)】

	大学数	学部数	研究科数	学部学生数	大学院学生数
国立	86 (85)	355	425	452,225	153,922
公立	77 (69)	169	156	118,063	15,613
私立	589(444)	1,555	1,171	1,957,031	94,454
放送大学	1 (1)	1	1	75,894	5,627
計	753(599)	2,080	1,753	2,603,213	269,616

※ ()内は、大学院を置く大学数

※ 大学院大学は 22 大学(国立 4 大学、公立 2 大学、私立 16 大学)。

学部段階の母数はこれを除き、国立 82 大学、公立 75 大学、私立 573 大学、放送大学 1 大学の計 731 大学となる。

※ 短期大学、放送大学以外の通信制は除く

【調査方法等】

- ・ 調査対象：国公立 753 大学 (通信制大学、短期大学、平成 21 年度において学生の募集を停止した大学を除く。放送大学を含む)
- ・ 調査方法：全大学に対し調査票を送付し、記入後に調査票を回収、集計。
- ・ 実施時期：平成 22 年 12 月～平成 23 年 1 月
- ・ 回答率：100%

大学における教育内容等の改革 状況について

<目次>

1. 人材養成の目的と教育方針の明確化

<人材養成の目的>

人材養成の目的を定めている大学 …………… 1

<教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）>

教育課程編成・実施の方針を定めている大学 …… 3

教育課程編成・実施の方針の公表状況 …………… 3

<入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）>

入学者受入れ方針を定めている大学 …………… 4

入学者受入れ方針の公表状況 …………… 4

学部段階において入学者受入れ方針を定めている

大学のうち、高等学校段階で修得すべき内容・水

準を定めている大学 …………… 5

2. 教育内容の改善

<カリキュラム編成にあたる組織>

①カリキュラム改革の実施 …………… 6

②カリキュラム編成に関する全学的な検討を行う

機会 …………… 6

③教養教育に関する全学的な検討組織の設置状況

…………… 6

<カリキュラム編成上の多様な配慮>

①カリキュラム編成上の配慮事項 …………… 7

②キャリア形成を支援する授業科目の実施状況 …… 7

③ボランティア活動を取り入れた授業科目の開設

状況 …………… 8

④知的財産に関する授業科目の開設状況 …………… 8

3. 教育方法の改善

< Semester制の採用状況>

Semester制の採用状況 …………… 9

<履修単位の上限設定>

履修単位の登録上限の設定状況 …………… 10

<専攻以外の分野を学修させるための配慮>

主専攻・副専攻制を導入している大学 …………… 11

<単位互換制度>

①国内大学等と交流協定に基づく単位互換制度を

実施している大学 …………… 12

②国外大学等と交流協定に基づく単位互換制度を

実施している大学 …………… 12

<高等学校での履修状況への配慮>

①高等学校での履修状況への配慮 …………… 13

②配慮の内容 …………… 13

<初年次教育の取組状況>

初年次教育を導入している大学 …………… 14

4. 授業の質を高めるための具体的な取組状況

<シラバスの作成状況>

すべての授業科目でシラバスを作成している大学

…………… 15

<厳格な成績評価の実施>

GPA制度を導入している大学 …………… 17

<ファカルティ・ディベロップメント（教員の職能

開発）の実施状況>

ファカルティ・ディベロップメントの実施状況 …… 19

<スタッフ・ディベロップメント（職員の職能開

発）の実施状況>

スタッフ・ディベロップメントの実施状況 …… 20

<学生による授業評価の実施状況>

学生による授業評価の実施状況 …………… 21

学生による授業評価の結果を授業改善に反映させ

る組織的な取組 …………… 22

5. 「開かれた大学」への取組状況

＜入学時期の弾力化＞

- ①学部段階の4月以外の入学者 …………… 23
- ②研究科段階の4月以外の入学者 …………… 23

＜入学資格・修業年限の弾力化＞

- ①大学への飛び入学の実施状況 …………… 24
- ②大学院への飛び入学の実施状況 …………… 24
- ③修士課程を経ずに博士課程に入学 …………… 25
- ④早期卒業の状況（学部） …………… 25
- ⑤早期修了の状況（大学院） …………… 25

＜長期履修学生制度＞

- 長期履修学生制度を置く大学 …………… 26

＜科目等履修生制度＞

- 科目等履修生制度を置く大学 …………… 27

＜学生以外の者を対象とした教育課程を設けている大学＞

- ①学生以外の者を対象とした教育課程の開設状況 …………… 28
- ②履修証明プログラムの開設状況 …………… 29

＜高等学校との連携の状況＞

- ①高校生が大学教育に触れる機会の提供 …………… 30
- ②入学前の既修得単位の認定 …………… 30

6. 大学の国際化に向けた取組状況

＜外国語教育の改革＞

- ①外国語教育の実施状況 …………… 31
- ②英語教育に関する取組 …………… 31
- ③英語教育についての達成目標の設定状況 …… 32
- ④「英語による授業」の実施状況 …………… 32
- ⑤「英語による授業」のみで卒業（修了）できる学部（研究科） …………… 33

＜国外の大学等との単位互換とダブル・ディグリー＞

- 国外大学等と交流協定に基づく単位互換制度を実施している大学（再掲） …………… 34
- 国外大学等と交流協定に基づくダブル・ディグリー制度を導入している大学 …………… 34

7. 自己点検・評価、教員の教育面の業績評価と情報の積極的な提供

＜自己点検・評価の実施状況＞

- 全学的な自己点検・評価の実施状況 …………… 35
- 全学的に実施した自己点検・評価結果の公表 … 35

＜教員の教育面の業績評価の工夫＞

- 教員の教育面の業績評価の実施状況 …………… 36

＜大学における情報の積極的な提供に関する取組＞

- ホームページの具体的な掲載内容 …………… 37

8. その他

＜大学院の在学者数＞

- 大学院の在学者数 …………… 39

＜昼夜開講制＞

- 学部段階において昼夜開講制を導入している大学 …………… 40
- 研究科段階において昼夜開講制を導入している大学 …………… 40

＜夜間学部・夜間大学院＞

- 夜間学部を置く大学 …………… 40
- 夜間大学院を置く大学 …………… 40

＜編入学者数＞

- 編入学者数 …………… 41

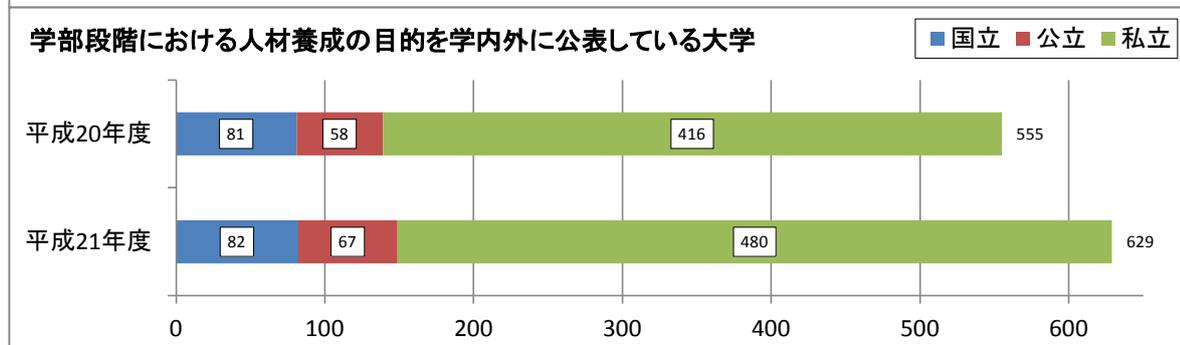
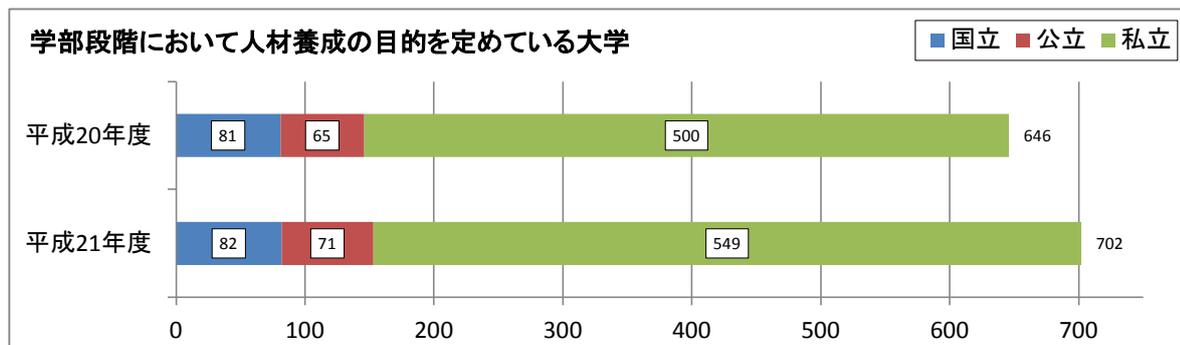
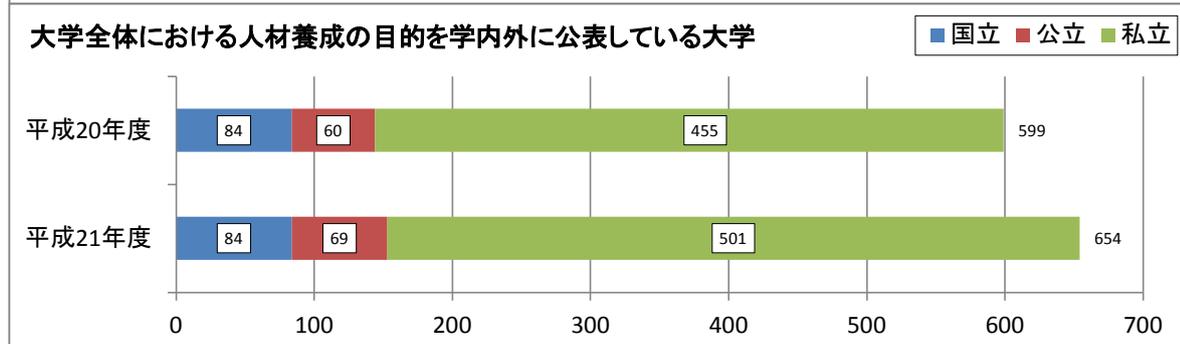
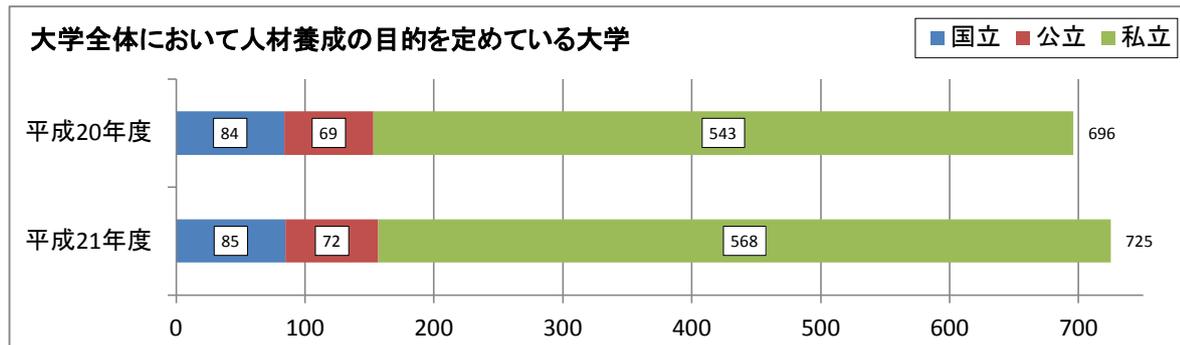
＜社会人の受入れ＞

- （学部）社会人特別選抜実施大学 …………… 41
- （学部）社会人特別選抜入学者数 …………… 41
- （大学院）社会人特別選抜実施大学 …………… 41
- （大学院）社会人特別選抜入学者数 …………… 41

1. 人材養成の目的と教育方針の明確化

<人材養成の目的>

人材養成の目的を定めている大学

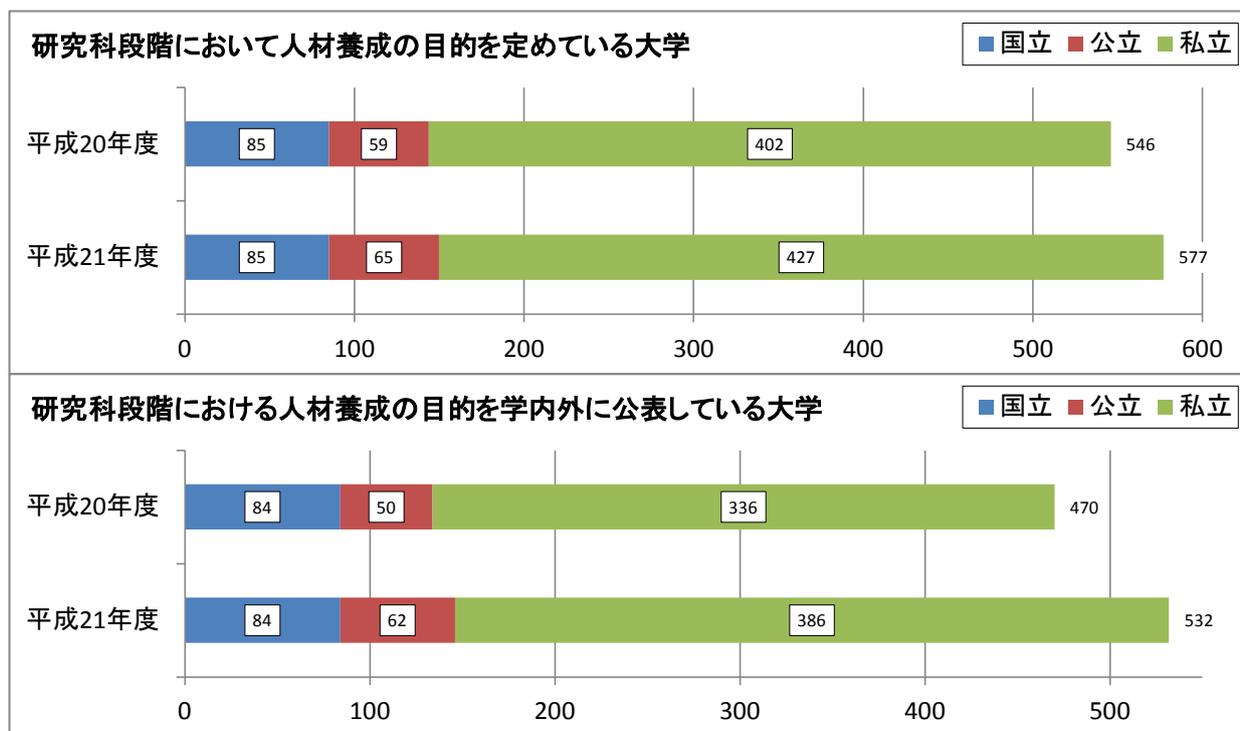


※大学院大学22大学(国立4大学、公立2大学、私立16大学)は対象としない。

学部段階における人材養成の目的を定めている702大学の内、ホームページ等を使って一般に公表している大学は629大学であり、次年度以降の公表若しくは公表を検討中の大学は1校となっている。残る72大学では、学内からのみ参照可能となっている。

《学部段階における人材養成の目的を定めていない理由》(29大学)

- 検討中、整備中(平成22年度以降規定済みを含む) 21大学
- ホームページ、学生便覧等に記載しているが学則等には定めていない 5大学
- その他 3大学



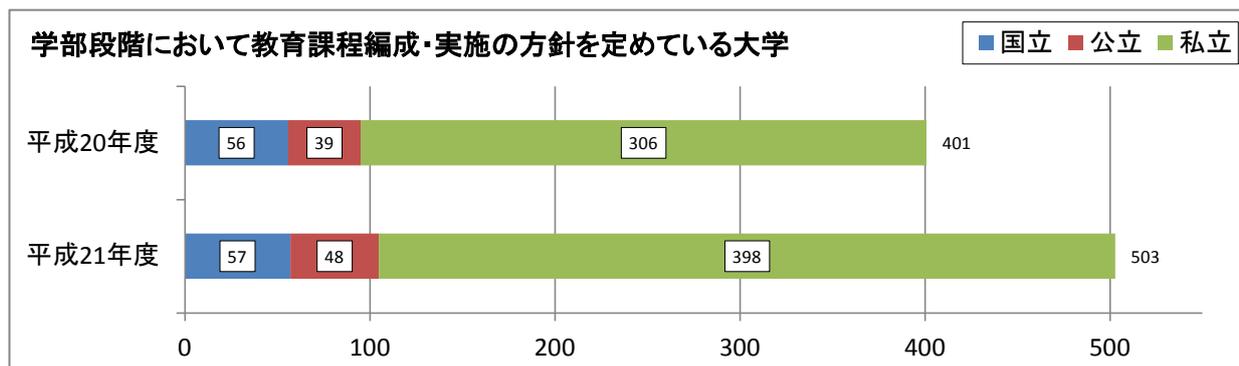
研究科段階における人材養成の目的等を定めている577大学の内、ホームページ等を使って一般に公表している大学は532大学であり、次年度以降の公表もしくは公表を検討中の大学は3校となっている。残る42大学では、学内からのみ参照可能となっている。

《研究科段階における人材養成の目的を定めていない理由》(22大学)

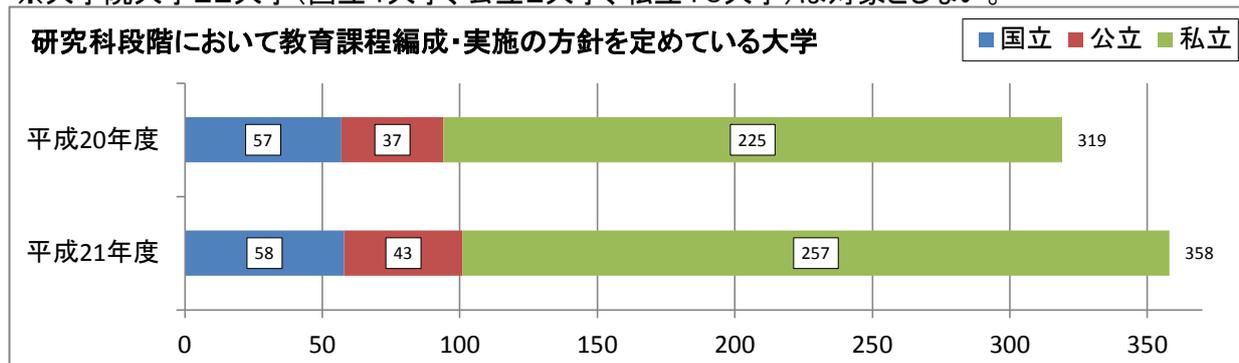
- 検討中、整備中(平成22年度以降規定済みを含む) 17大学
- ホームページ、学生便覧等に記載しているが学則等には定めていない 2大学
- その他 3大学

<教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)>

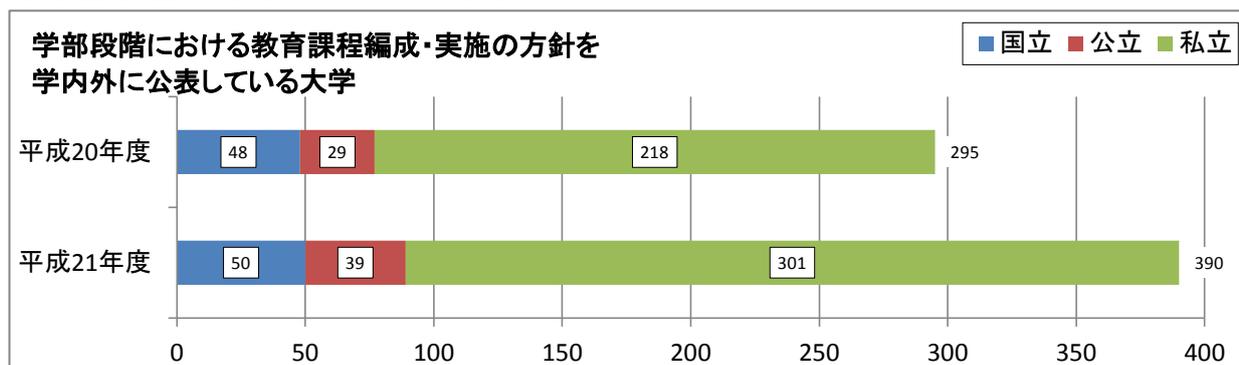
教育課程編成・実施の方針を定めている大学



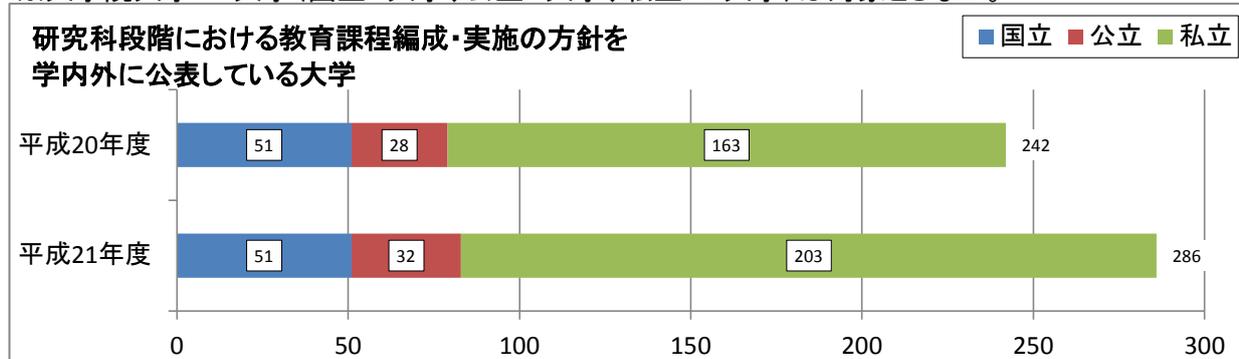
※大学院大学22大学(国立4大学、公立2大学、私立16大学)は対象としない。



教育課程編成・実施の方針の公表状況



※大学院大学22大学(国立4大学、公立2大学、私立16大学)は対象としない。



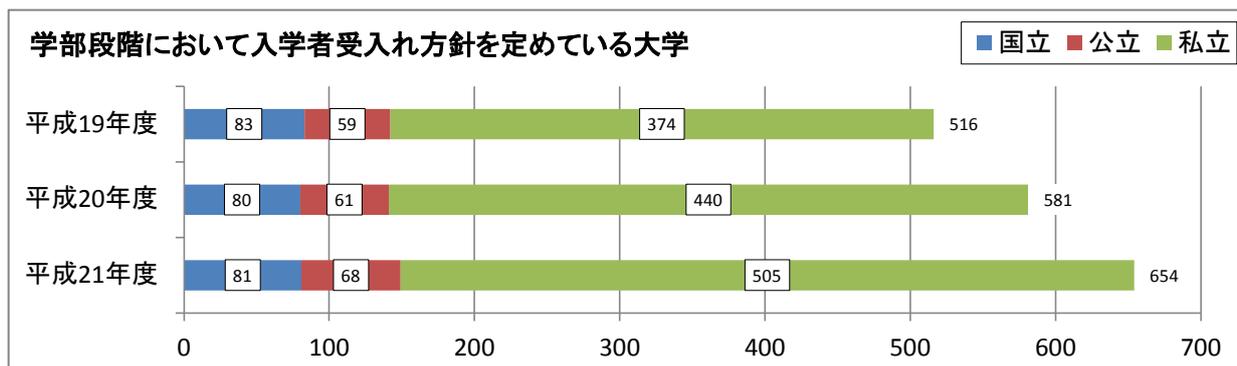
教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー) :

明確化された人材養成の目的や教育研究上の目的をもとに、各大学・学部等が、その達成に向け、順次性のある体系的、構造的な教育課程を編成するにあたっての方針。

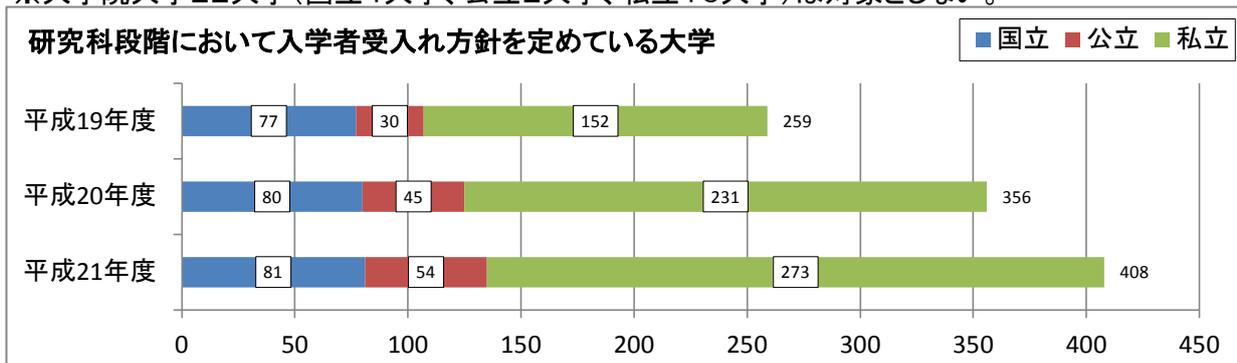
この方針により提供される教育課程(カリキュラム)を修めることにより、学生は当該学問分野に関する知識・能力を体系的に身に付けることが期待されている。

<入学者受入れ方針(アドミッション・ポリシー)>

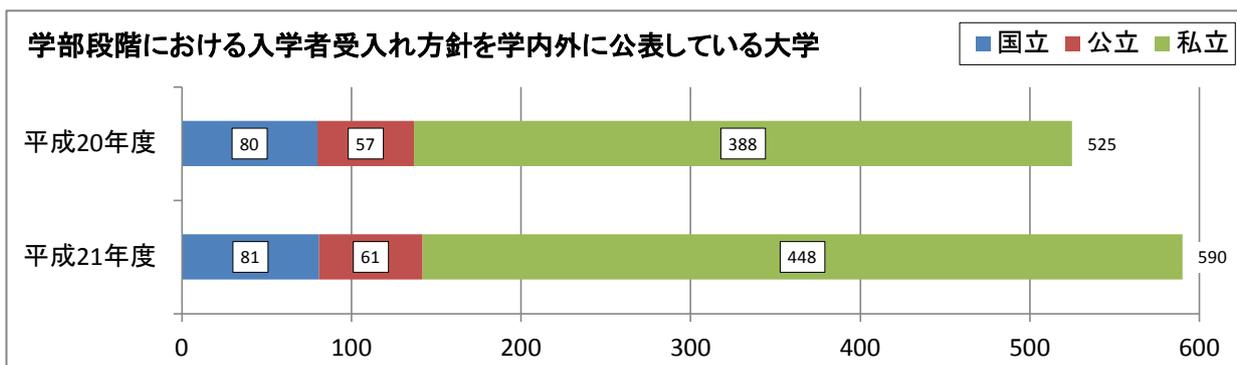
入学者受入れ方針を定めている大学



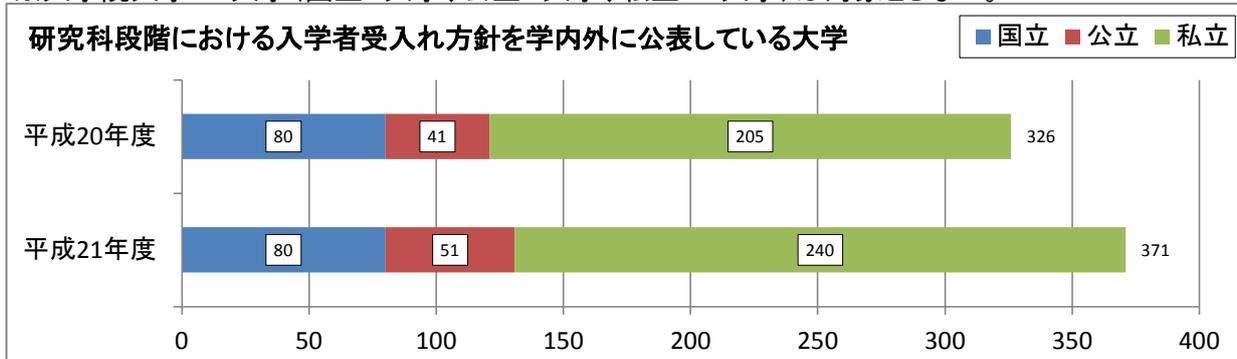
※大学院大学22大学(国立4大学、公立2大学、私立16大学)は対象としない。



入学者受入れ方針の公表状況



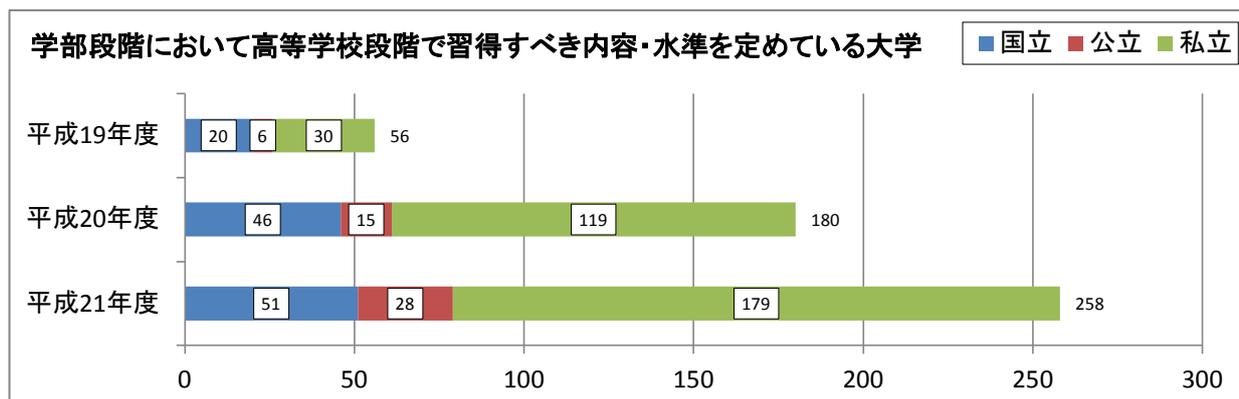
※大学院大学22大学(国立4大学、公立2大学、私立16大学)は対象としない。



入学者受入れ方針(アドミッション・ポリシー) :

各大学・学部等が、その教育理念や特色等を踏まえ、どのような教育活動を行い、また、どのような能力や適性等を有する学生を求めているのかなどの考え方をまとめたものであり、入学者の選抜方法や入試問題の出題内容等にはこの方針が反映されている。また、この方針は受験者が自らにふさわしい大学を主体的に選択する際の参考ともなる。

学部段階において入学者受入れ方針を定めている大学のうち、高等学校段階で習得すべき内容・水準を定めている大学



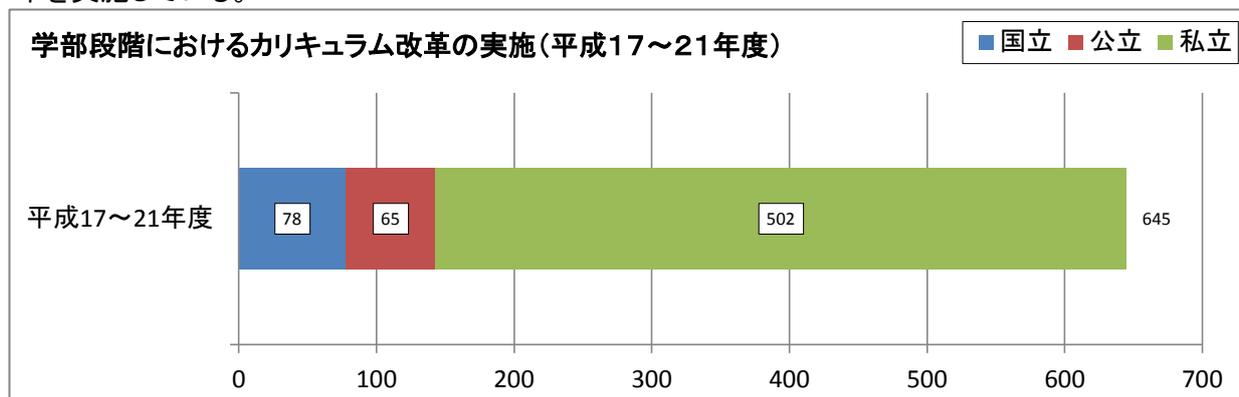
※大学院大学22大学(国立4大学、公立2大学、私立16大学)は対象としない。

2. 教育内容の改善

<カリキュラム編成にあたる組織>

①カリキュラム改革の実施

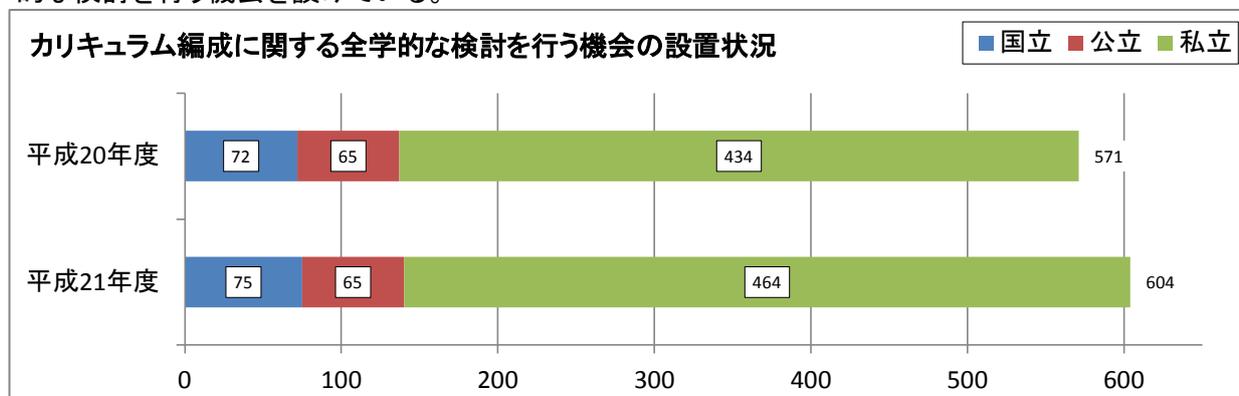
直近の過去5年間(平成17年度～平成21年度)において、645大学(約88%)がカリキュラム改革を実施している。



※大学院大学22大学(国立4大学、公立2大学、私立16大学)は対象としない。

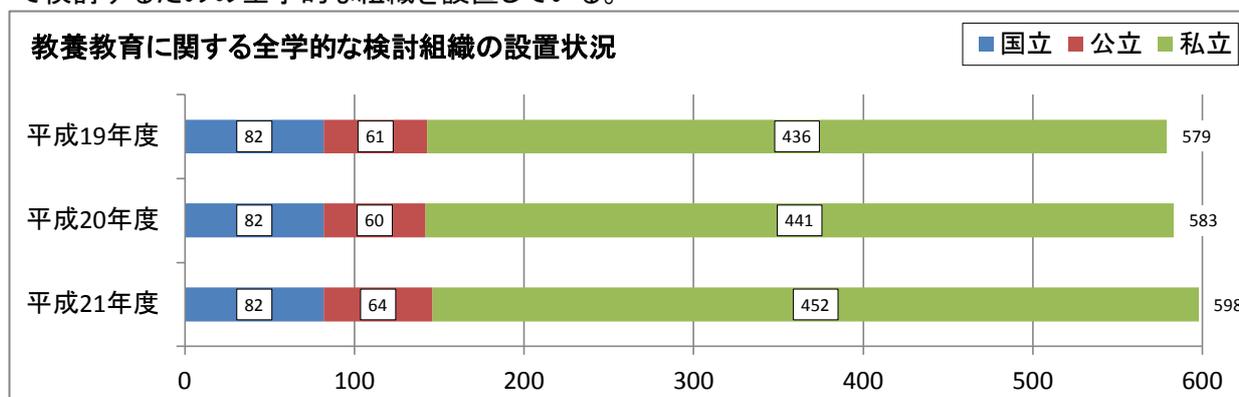
②カリキュラム編成に関する全学的な検討を行う機会

平成21年度現在、国公私立全体で604大学(約80%)において、カリキュラム編成に関する全学的な検討を行う機会を設けている。



③教養教育に関する全学的な検討組織の設置状況

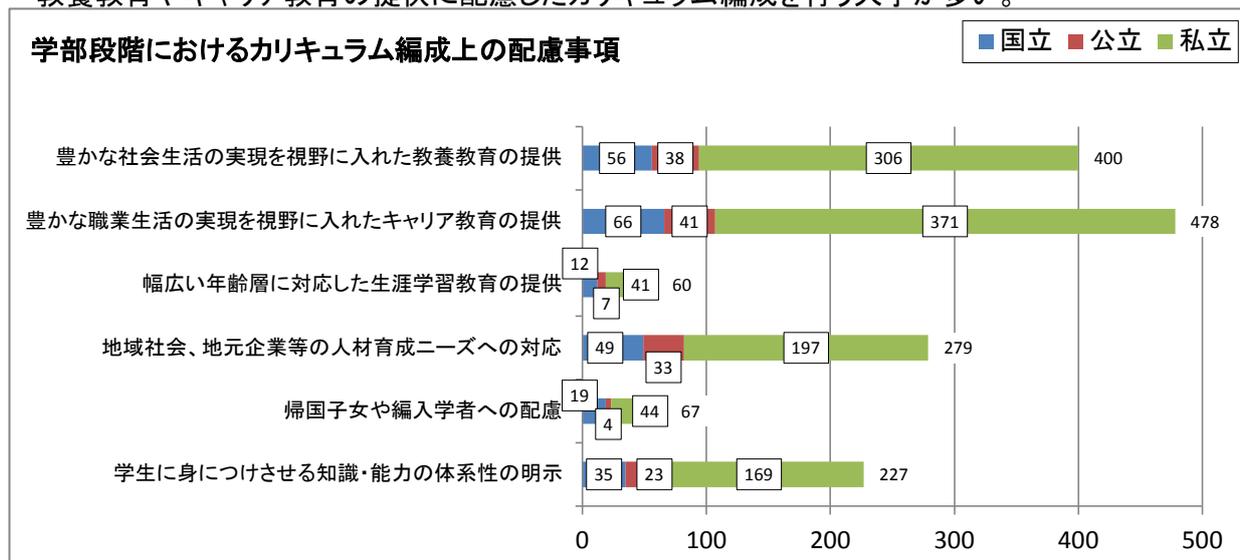
平成21年度現在、598大学(約79%)において、教養教育の在り方、専門教育との連携等について検討するための全学的な組織を設置している。



＜カリキュラム上の多様な配慮＞

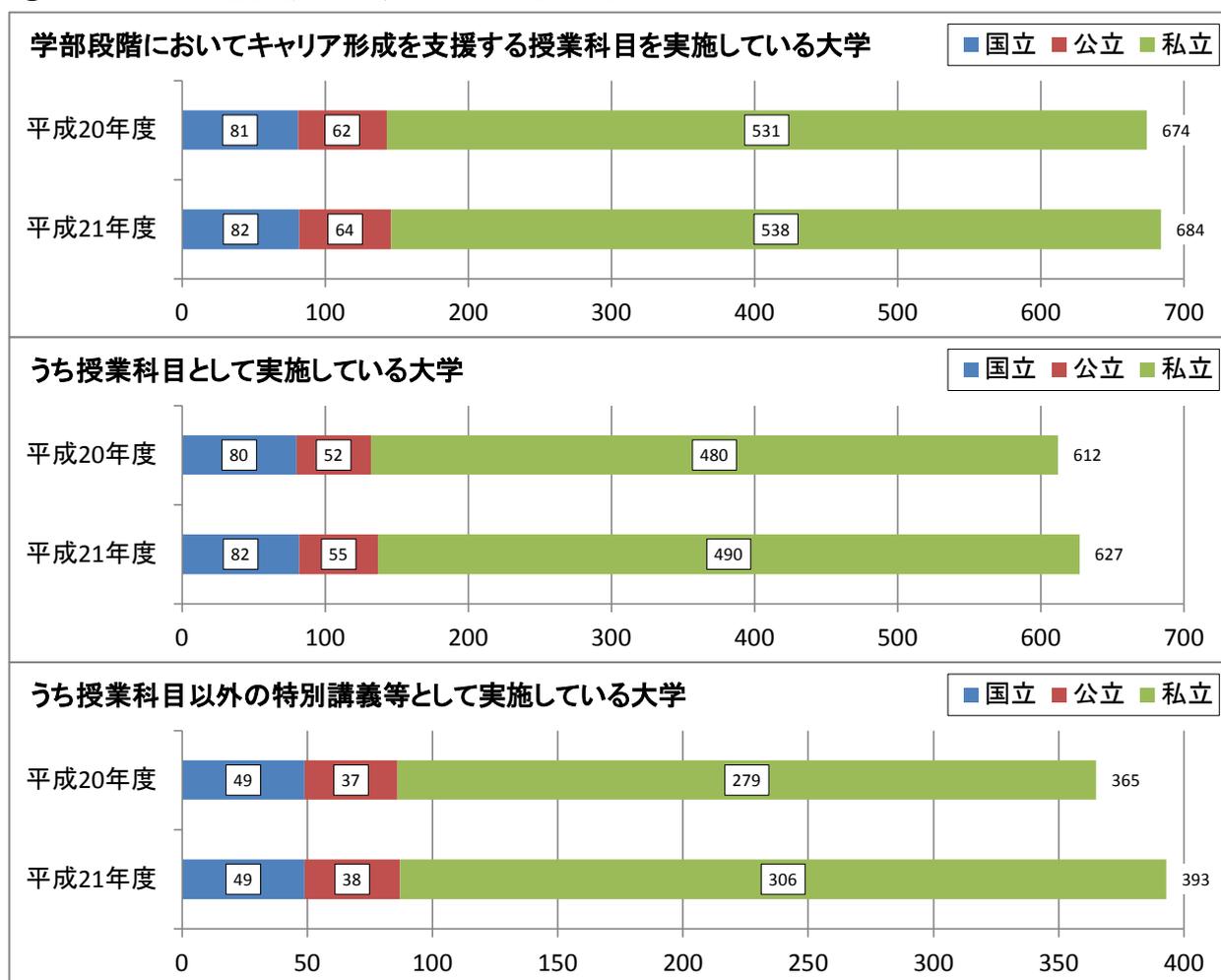
①カリキュラム編成上の配慮事項

教養教育やキャリア教育の提供に配慮したカリキュラム編成を行う大学が多い。



※大学院大学22大学(国立4大学、公立2大学、私立16大学)は対象としない。

②キャリア形成を支援する授業科目の実施状況

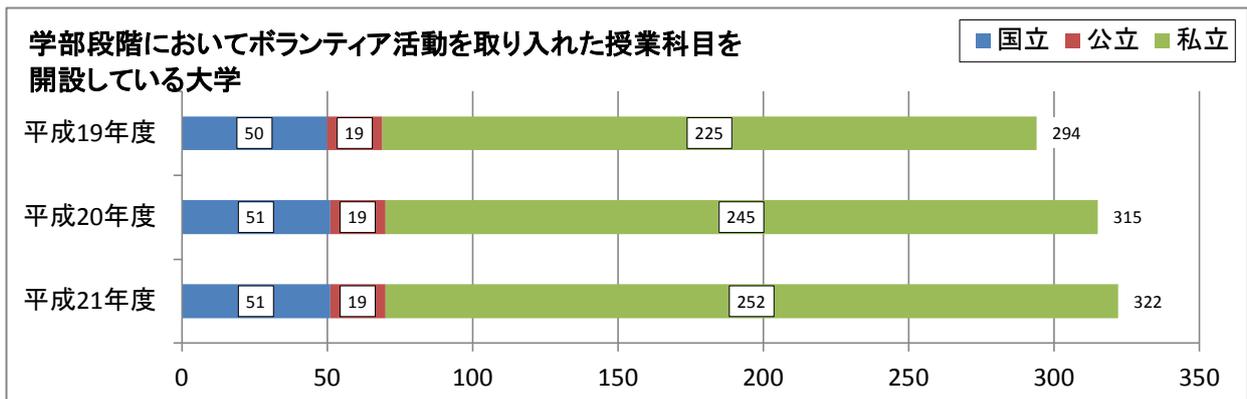


※大学院大学22大学(国立4大学、公立2大学、私立16大学)は対象としない。

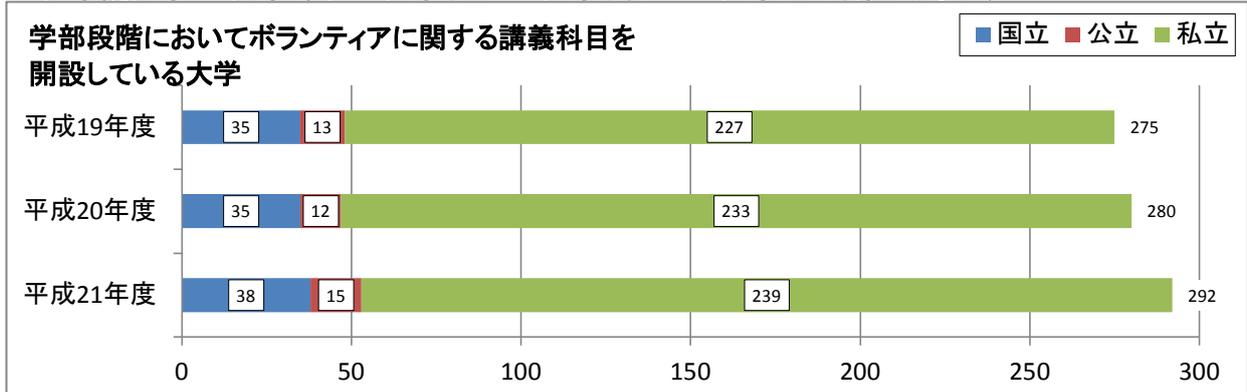
特別講義等：

この調査では、特別講義とは、学生に対して講義されるが、単位を付与されないものをいう。

③ ボランティア活動を取り入れた授業科目の開設状況

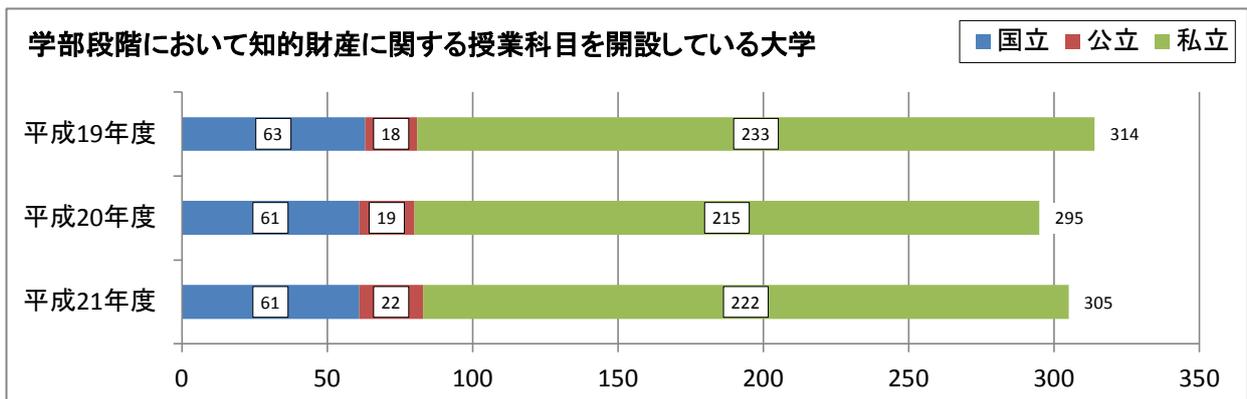


※大学院大学22大学(国立4大学、公立2大学、私立16大学)は対象としない。

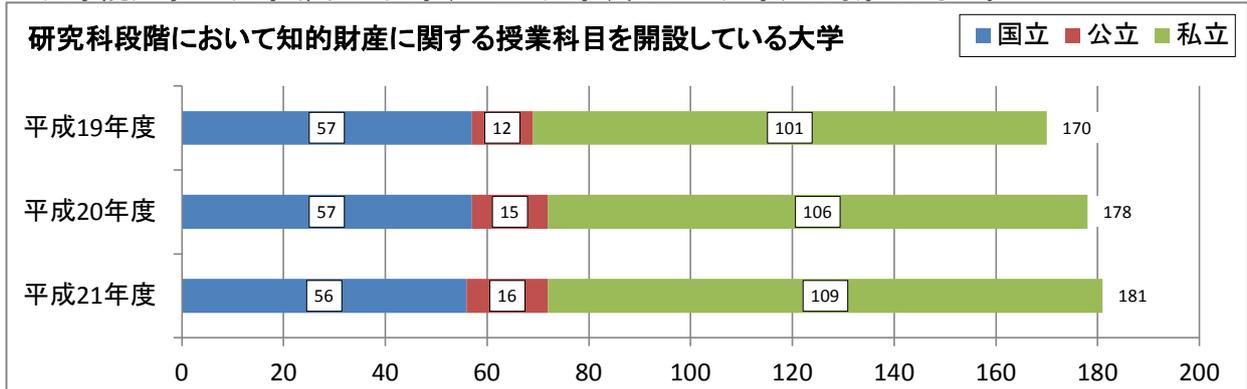


※大学院大学22大学(国立4大学、公立2大学、私立16大学)は対象としない。

④ 知的財産に関する授業科目の開設状況



※大学院大学22大学(国立4大学、公立2大学、私立16大学)は対象としない。

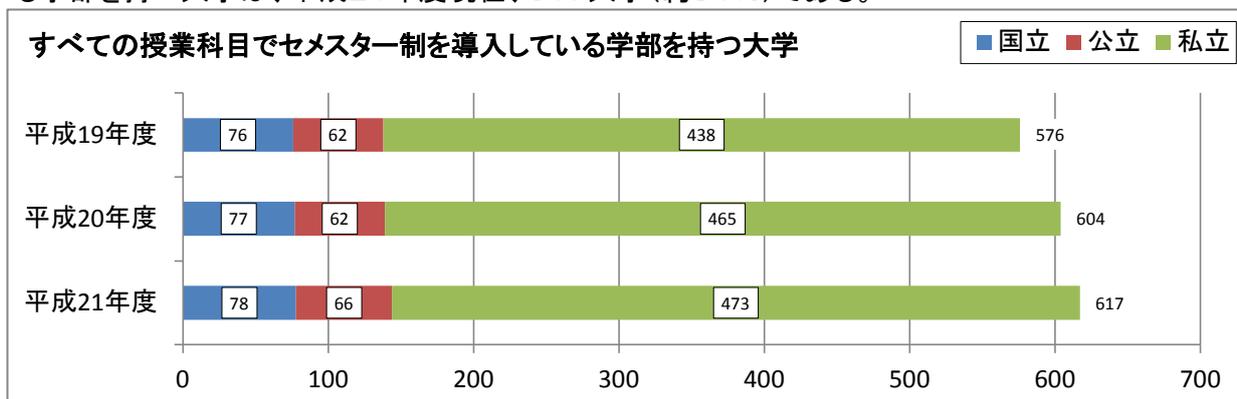


3. 教育方法の改善

<セメスター制の採用状況>

セメスター制の採用状況

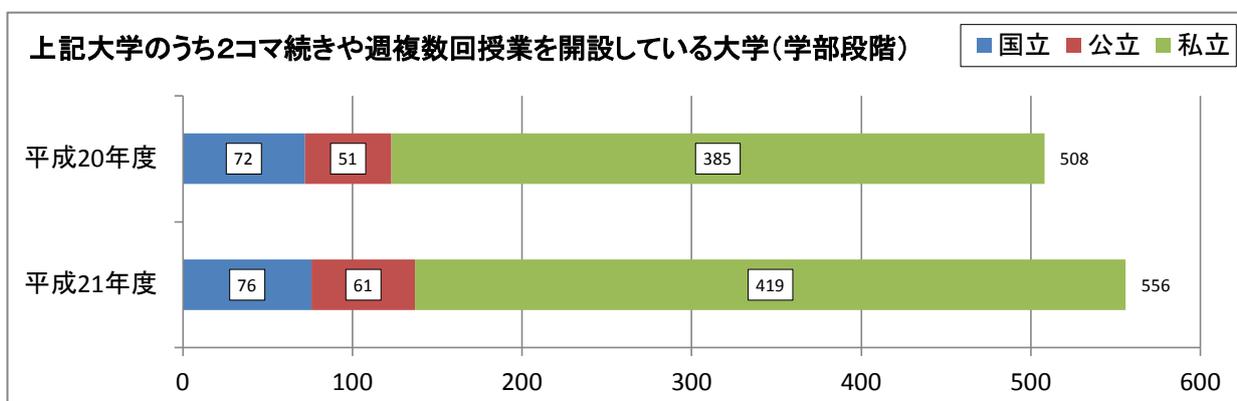
すべての授業科目（ゼミ等通年で行うことが通常想定されるものを除く）でセメスター制を導入している学部を持つ大学は、平成21年度現在、617大学（約84%）である。



※大学院大学22大学（国立4大学、公立2大学、私立16大学）は対象としない。

セメスター制：

1学年複数学期制の授業形態。通年制（ひとつの授業を1年間を通して実施）における前期・後期の区分とは異なり、ひとつの授業を学期（セメスター）ごとに完結させる制度。

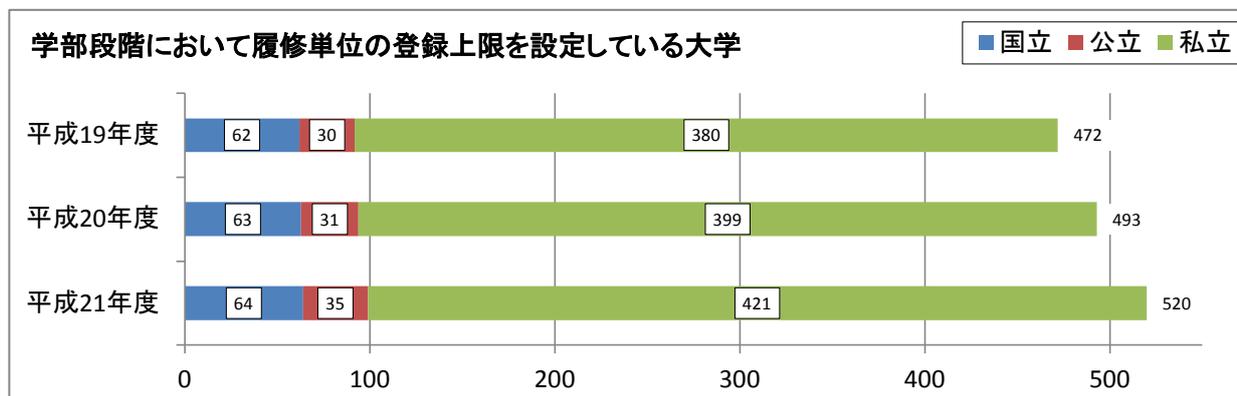


※大学院大学22大学（国立4大学、公立2大学、私立16大学）は対象としない。

<履修単位の上限設定>

履修単位の登録上限の設定状況

単位の過剰登録を防ぐため、1年間あるいは1学期間に履修登録できる単位の上限を設けている(いわゆる「キャップ制」)大学は年々増加しており、平成21年度現在、国公私立520大学(約71%)が履修科目登録の上限を設けている。

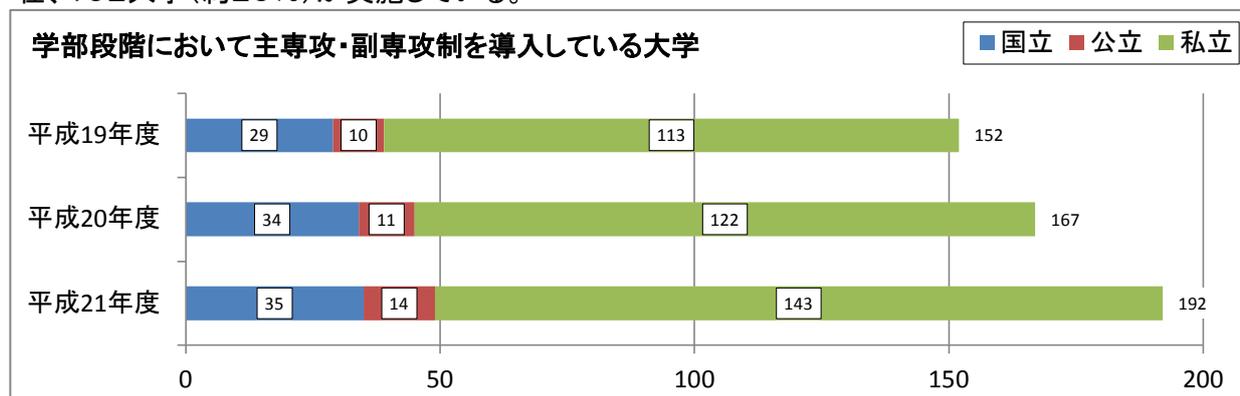


※大学院大学22大学(国立4大学、公立2大学、私立16大学)は対象としない。

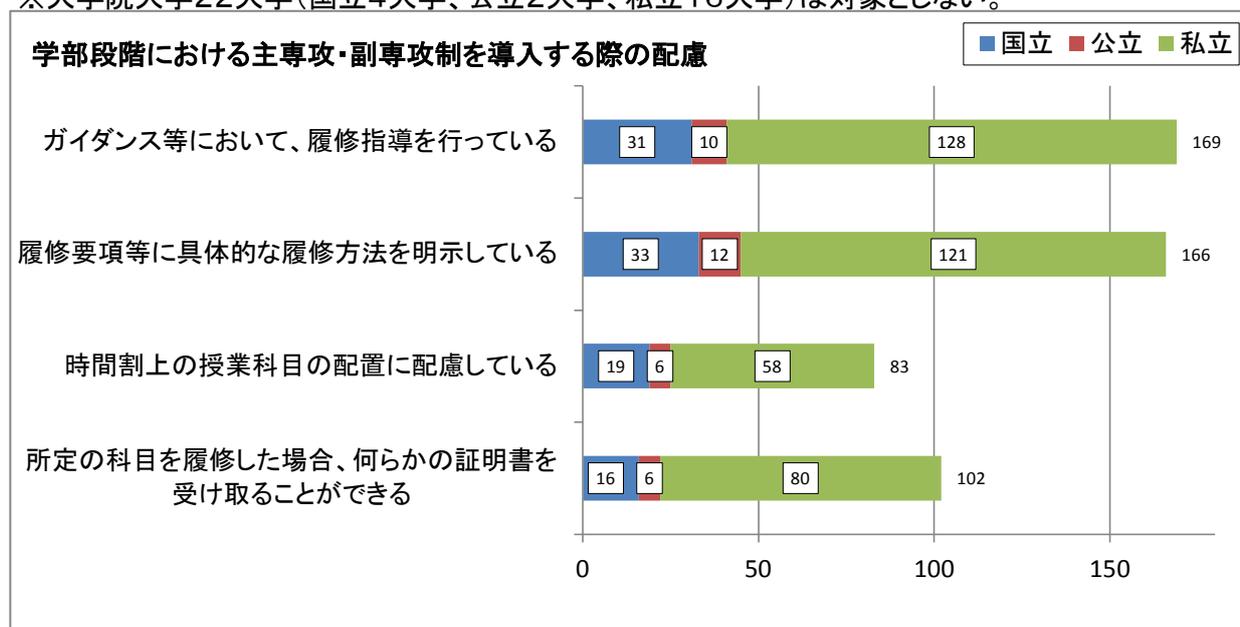
<専攻以外の分野を学修させるための配慮>

主専攻・副専攻制を導入している大学

専攻分野以外の分野の授業科目を体系的に履修させる「主専攻・副専攻制」は、平成21年度現在、192大学(約26%)が実施している。



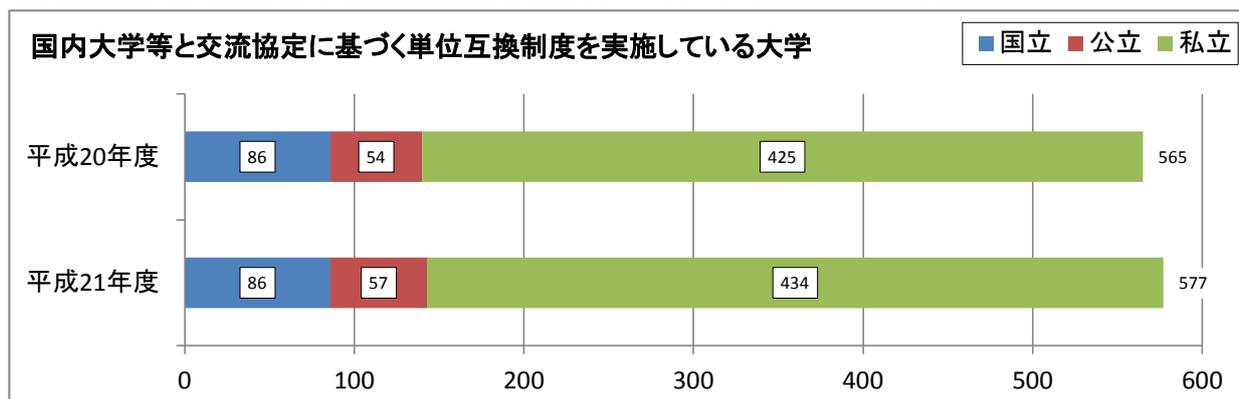
※大学院大学22大学(国立4大学、公立2大学、私立16大学)は対象としない。



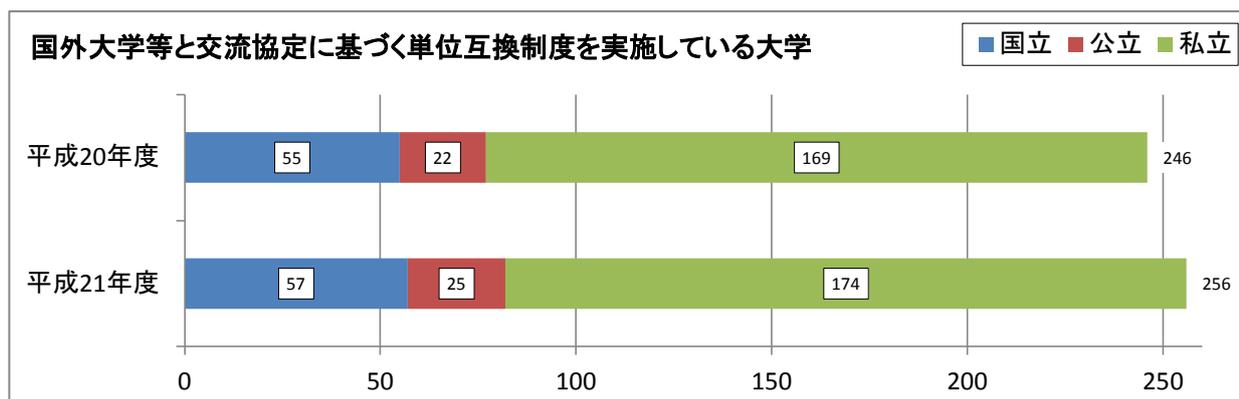
※大学院大学22大学(国立4大学、公立2大学、私立16大学)は対象としない。

<単位互換制度>

①国内大学等と交流協定に基づく単位互換制度を実施している大学



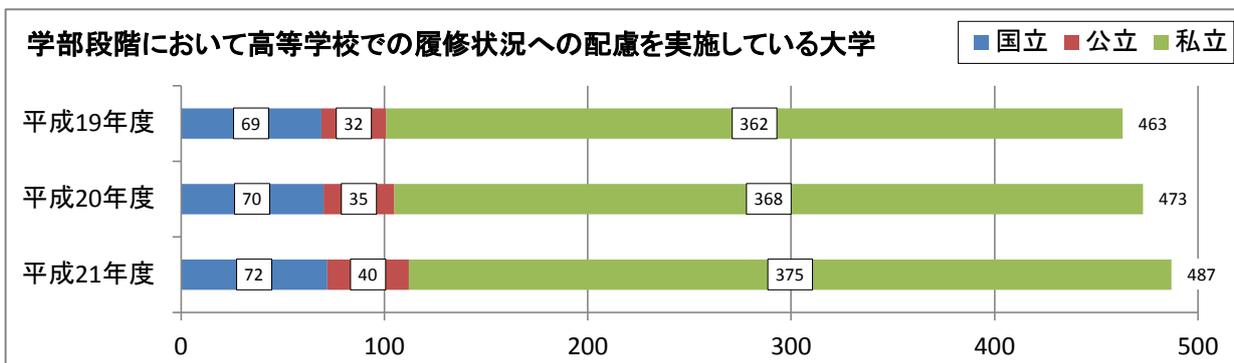
②国外大学等と交流協定に基づく単位互換制度を実施している大学



<高等学校での履修状況への配慮>

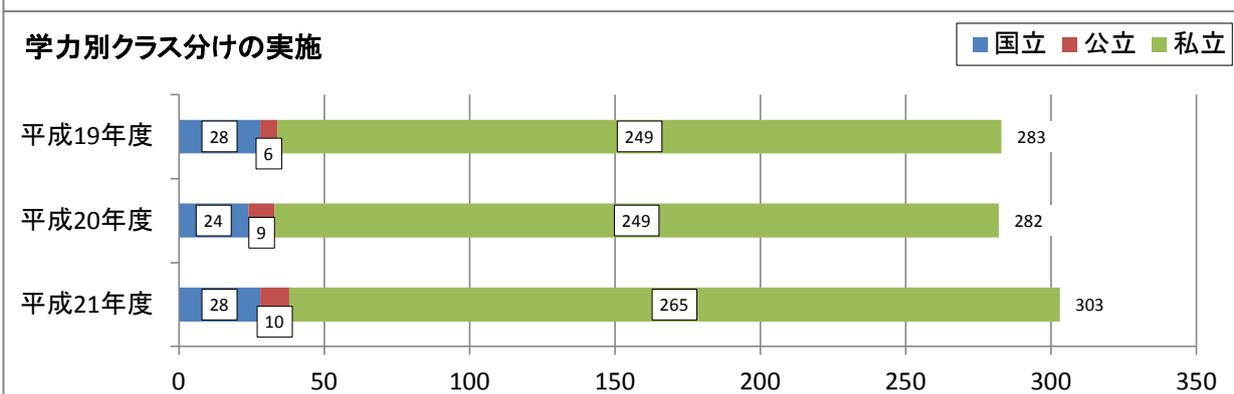
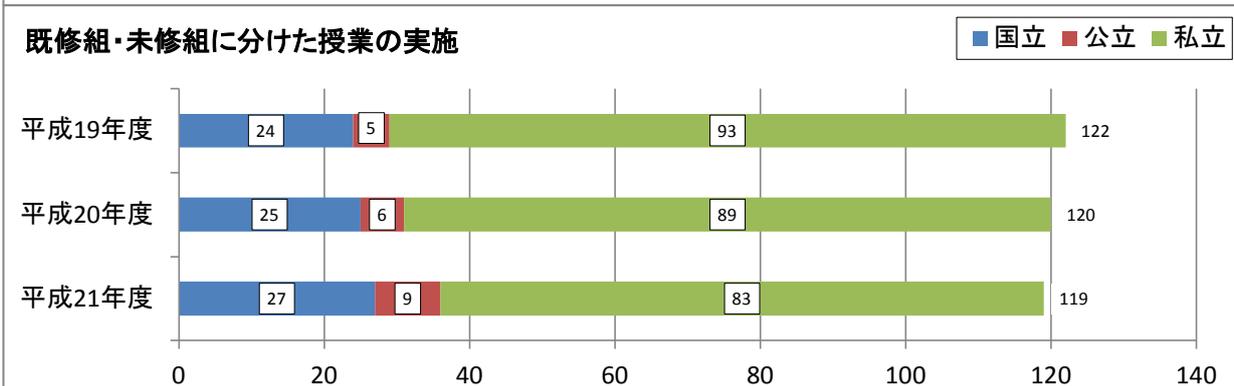
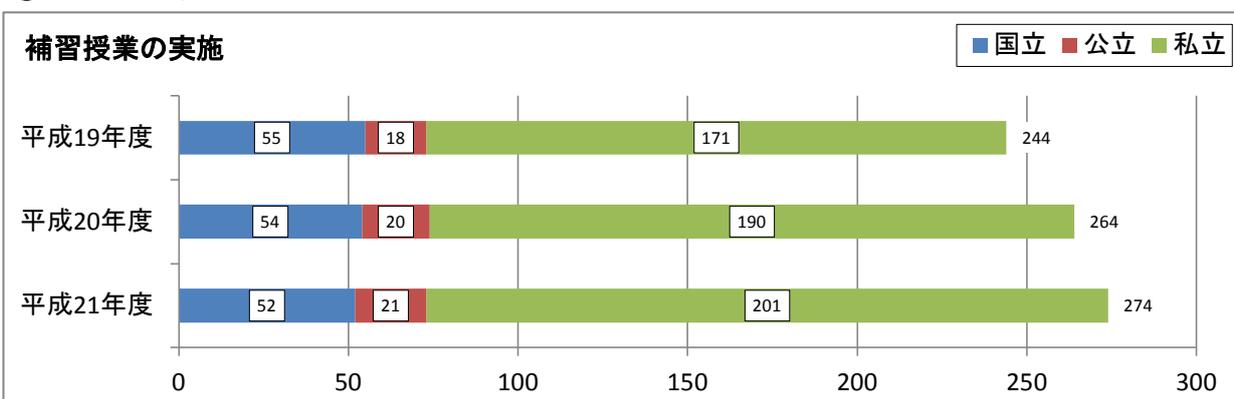
①高等学校での履修状況への配慮

平成21年度においては487大学(約67%)が、専門高校出身者や帰国子女、高等学校で当該科目を選択履修していない者などに対して、補習授業を実施することや、既習組・未習組に分けた授業を実施することなど、高等学校等での履修の状況に配慮した取組を実施している。



※大学院大学22大学(国立4大学、公立2大学、私立16大学)は対象としない。

②配慮の内容

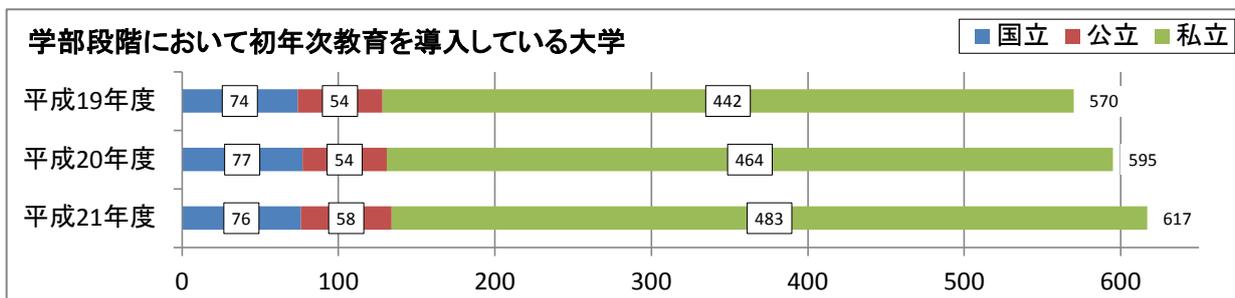


※大学院大学22大学(国立4大学、公立2大学、私立16大学)は対象としない。

<初年次教育の取組状況>

初年次教育を導入している大学

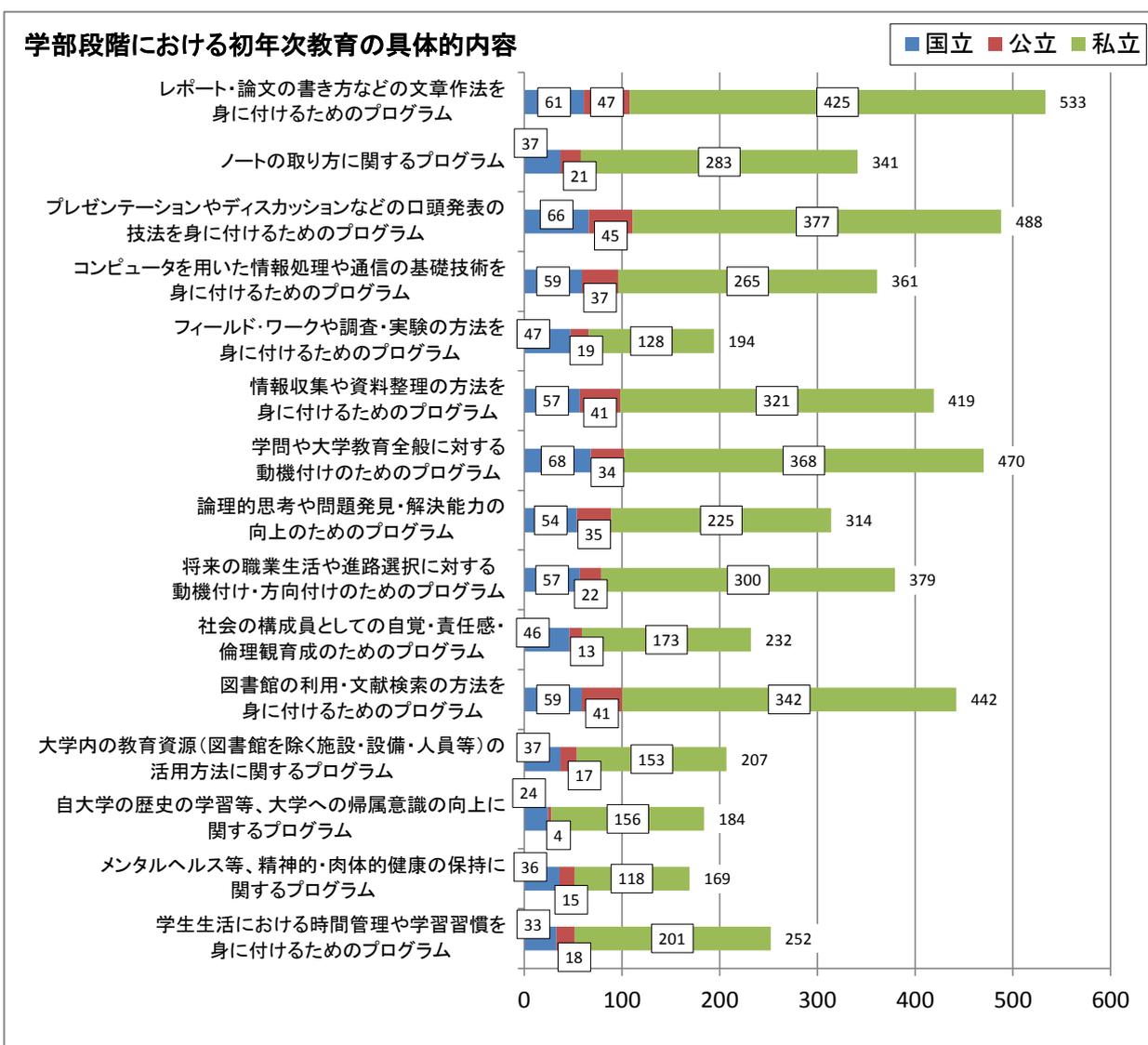
初年次教育を実施する大学は、平成21年度現在、617大学(約84%)となっており、文章作法や口頭発表の技法、学問や大学教育全般に対する動機付けのためのプログラムを開設する大学が多い。



※大学院大学22大学(国立4大学、公立2大学、私立16大学)は対象としない。

初年次教育：

高等学校から大学への円滑な移行を図り、大学での学問的・社会的な諸条件を成功させるべく、主として大学新入生を対象に作られた総合的教育プログラム。高等学校までに習得しておくべき基礎学力の補完を目的とする補習教育とは異なり、新入生に最初に提供されることが強く意識されたもの。



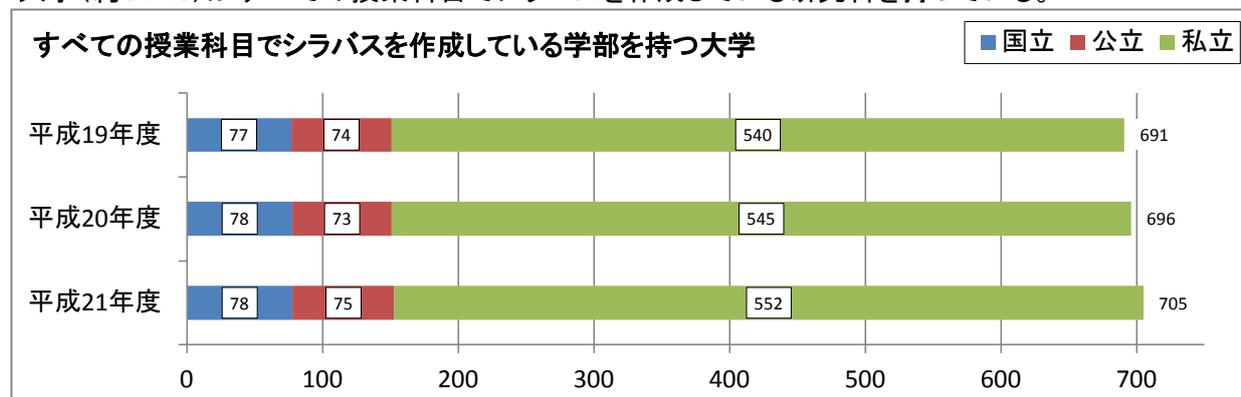
※大学院大学22大学(国立4大学、公立2大学、私立16大学)は対象としない。

4. 授業の質を高めるための具体的な取組状況

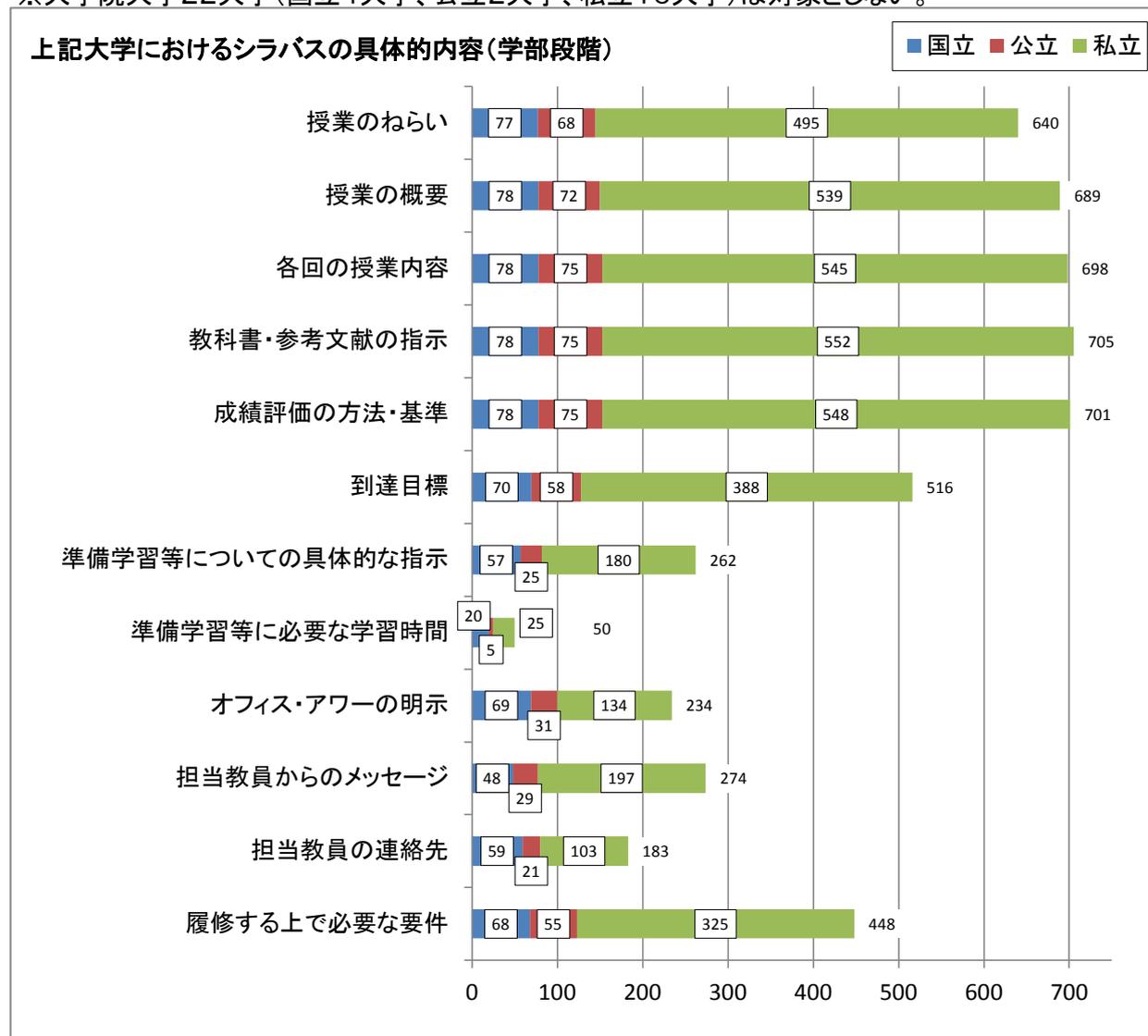
<シラバスの作成状況>

すべての授業科目でシラバスを作成している大学

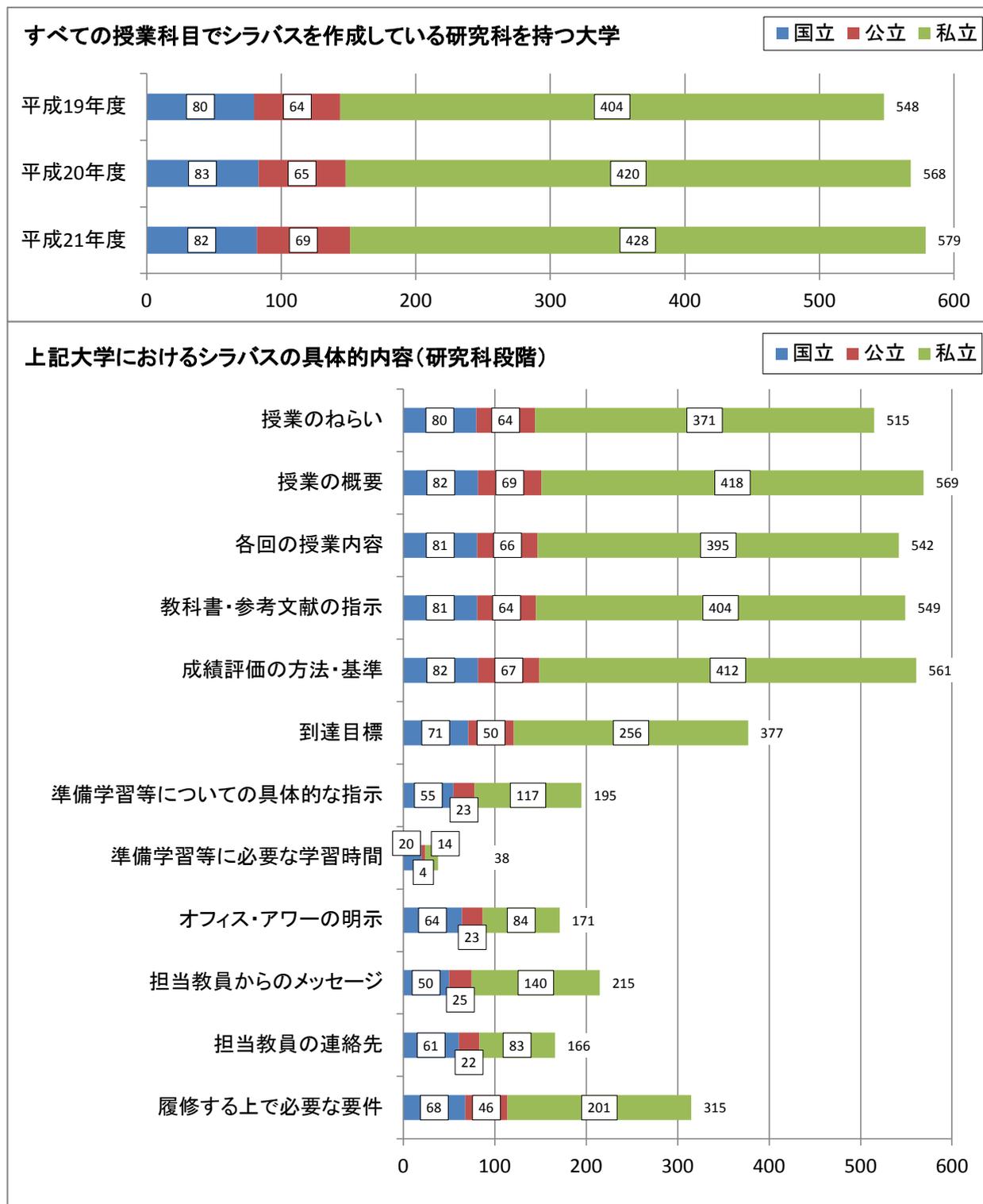
平成21年度現在、705大学(約96%)がすべての授業科目でシラバスを作成している学部、579大学(約97%)がすべての授業科目でシラバスを作成している研究科を持っている。



※大学院大学22大学(国立4大学、公立2大学、私立16大学)は対象としない。



※大学院大学22大学(国立4大学、公立2大学、私立16大学)は対象としない。



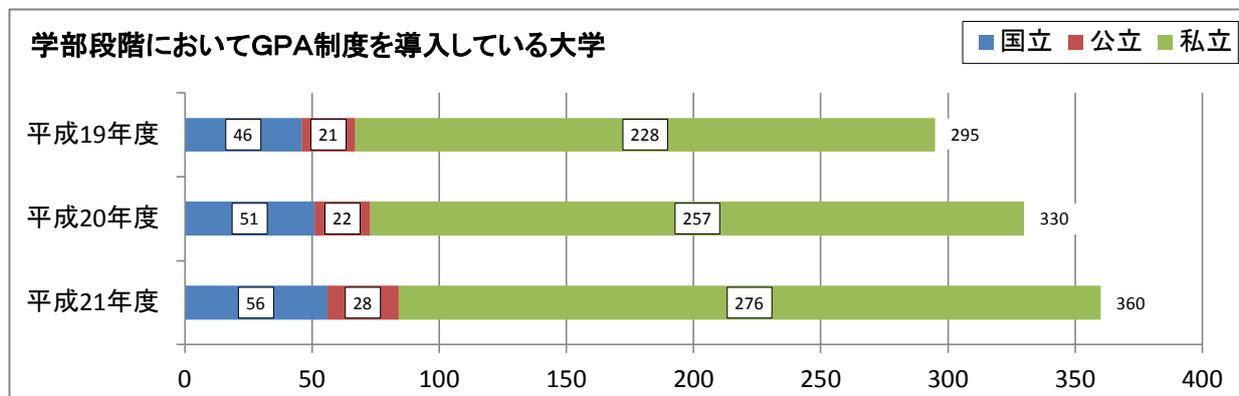
シラバス：

授業科目名、担当教員名、講義目的、講義概要、毎回の授業内容、成績評価方法、教科書や参考文献、履修する上での必要な要件等を詳細に示した授業計画。

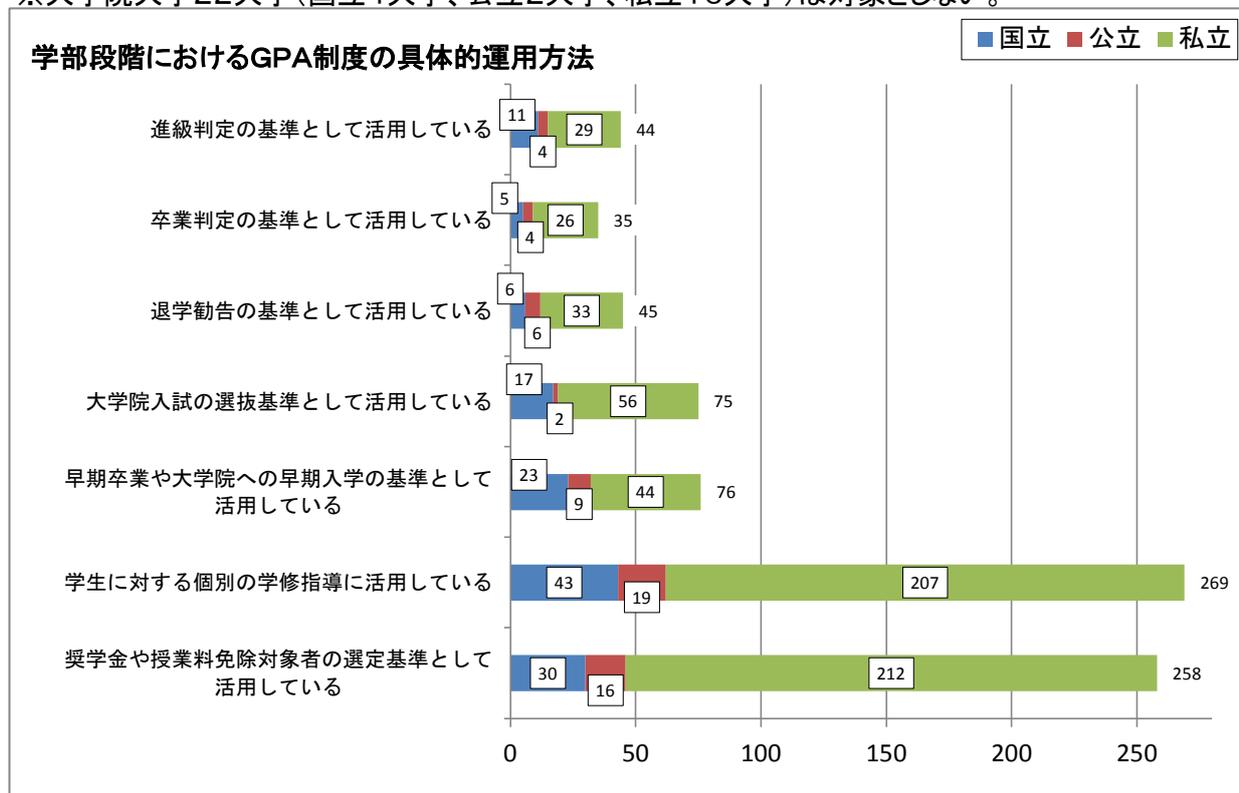
＜厳格な成績評価の実施＞

GPA制度を導入している大学

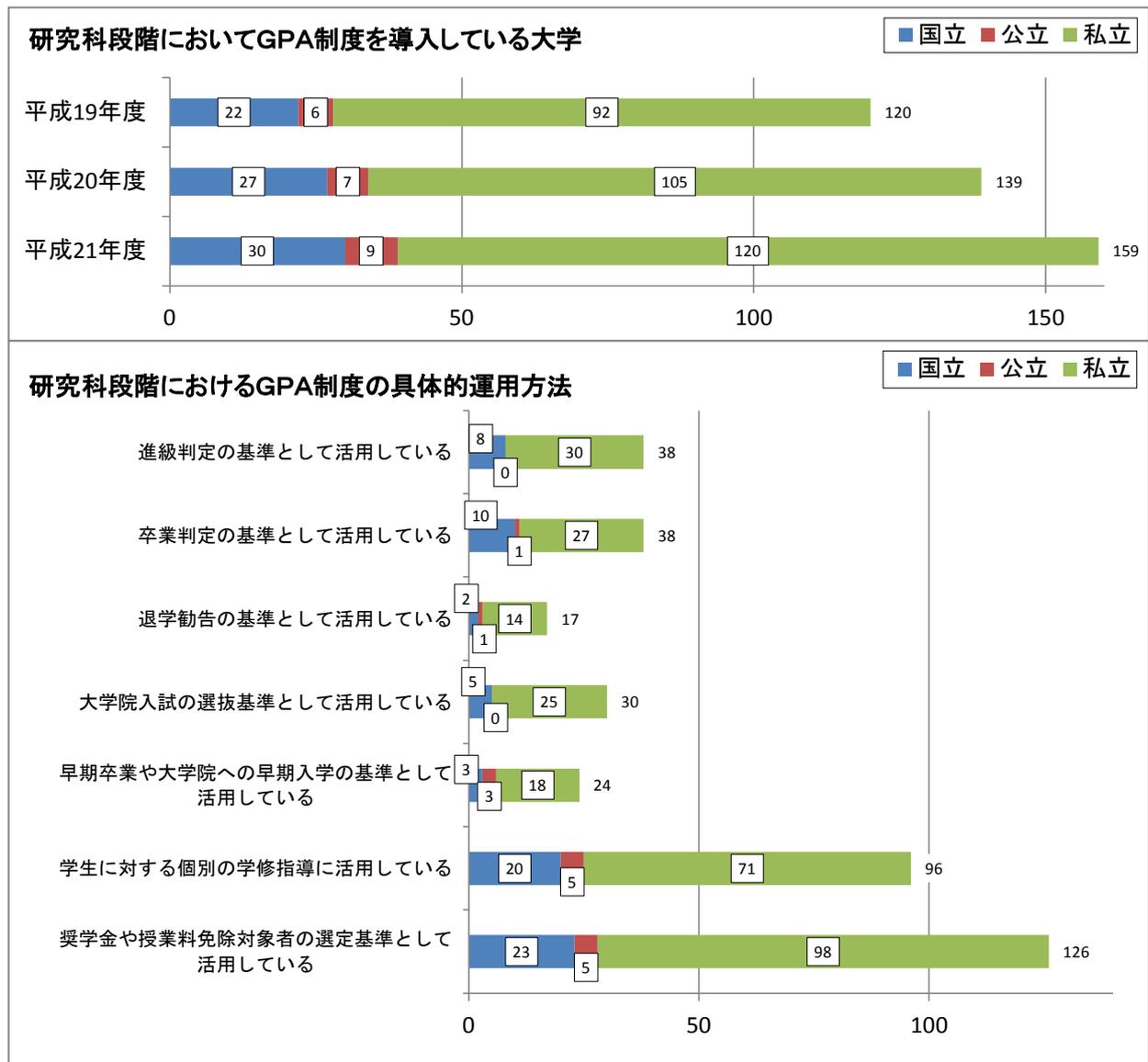
シラバス等で授業方法・計画とともに成績評価基準を明示した上で、厳格な成績評価を行うことが求められているが、例えば、現在米国において一般に行われている成績評価方法である「GPA制度」は、平成21年度現在、学部段階で360大学(約49%)、研究科段階で159大学(約27%)で導入されている。また、GPAは主に学修指導や奨学金・授業料免除の基準として活用されており、進級判定や卒業判定の基準としての活用は少数である。



※大学院大学22大学(国立4大学、公立2大学、私立16大学)は対象としない。



※大学院大学22大学(国立4大学、公立2大学、私立16大学)は対象としない。



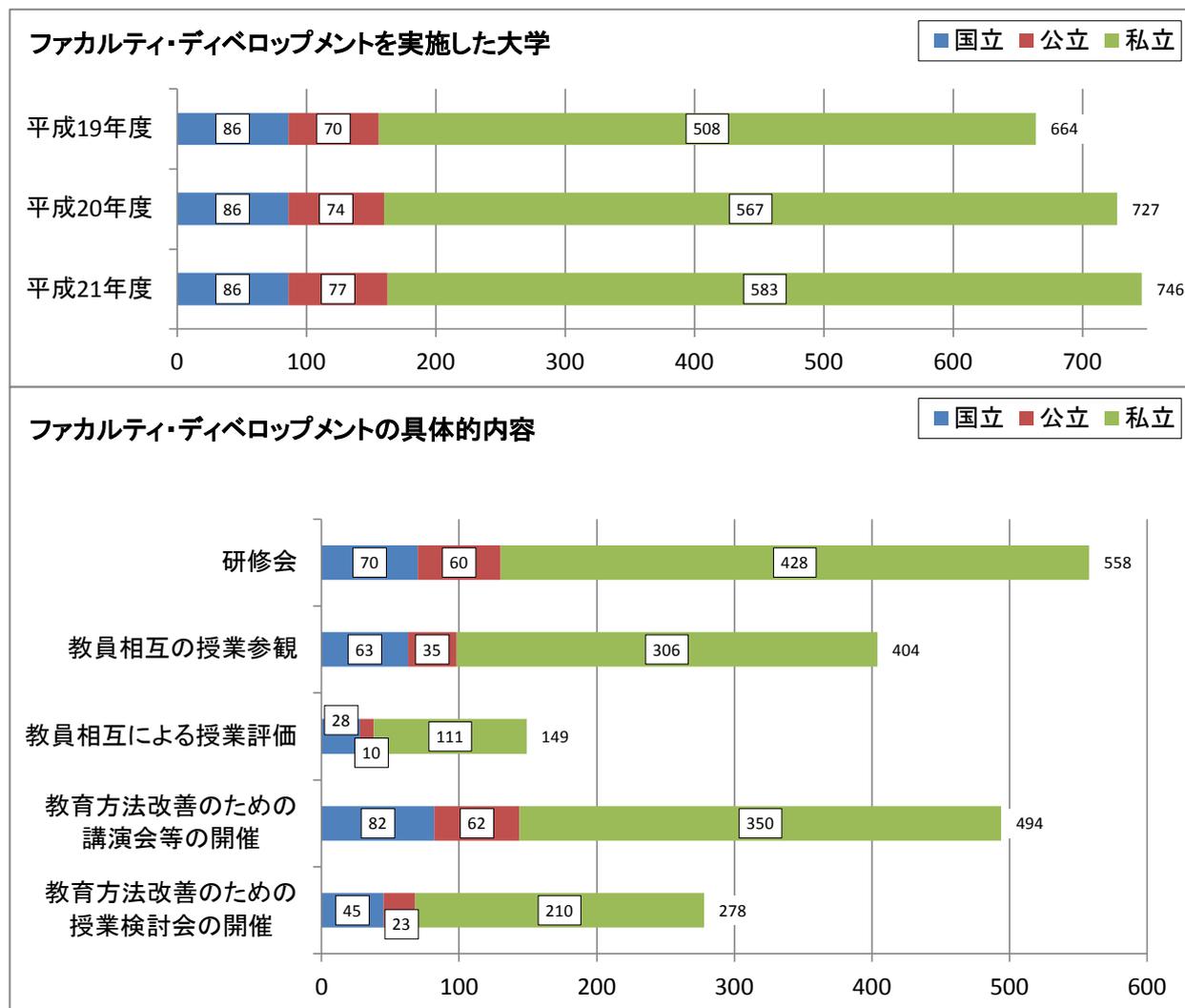
GPA制度：

授業科目ごとの成績評価を、例えば5段階(A、B、C、D、E)で評価し、それぞれに対して、4・3・2・1・0のようにグレード・ポイントを付与し、この単位あたりの平均を出して、その一定水準を卒業等の要件とする制度。

＜ファカルティ・ディベロップメント(教員の職能開発)の実施状況＞

ファカルティ・ディベロップメントの実施状況

ファカルティ・ディベロップメント(教員の職能開発)を実施している大学は、年々増加しており、平成21年度現在、746大学(約99%)の大学が実施している。一方で、教員相互による授業評価を実施している大学は少ない。



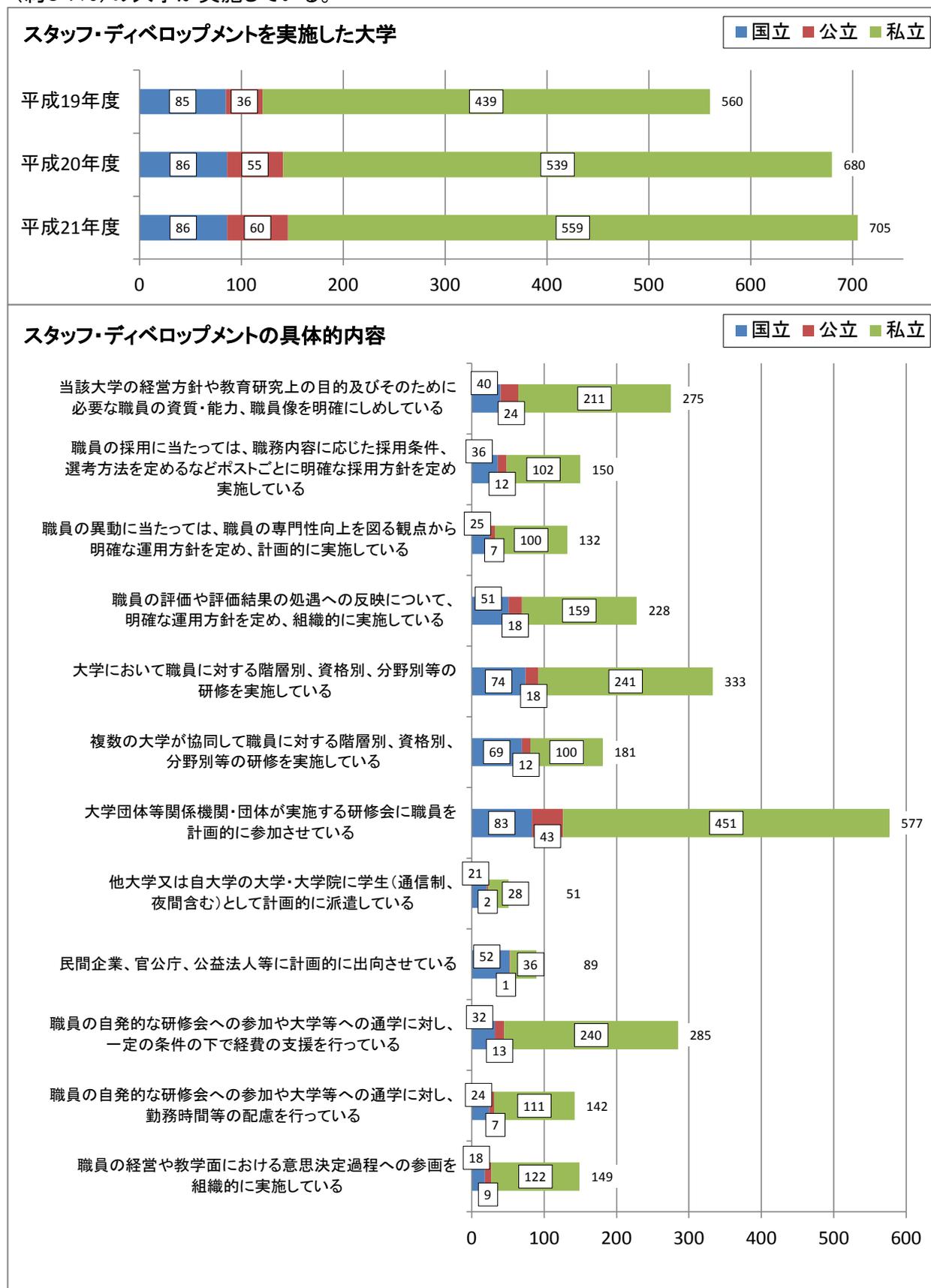
《ファカルティ・ディベロップメントを実施しなかった理由》(7大学)

- 実施に向けて準備中・検討中 4大学
- 教員個々等の取組にとどまっており、全学的・組織的な取組となっていない 1大学
- 実施体制の不備等により平成21年度には実施できなかった 2大学

＜スタッフ・ディベロップメント(職員の職能開発)の実施状況＞

スタッフ・ディベロップメントの実施状況

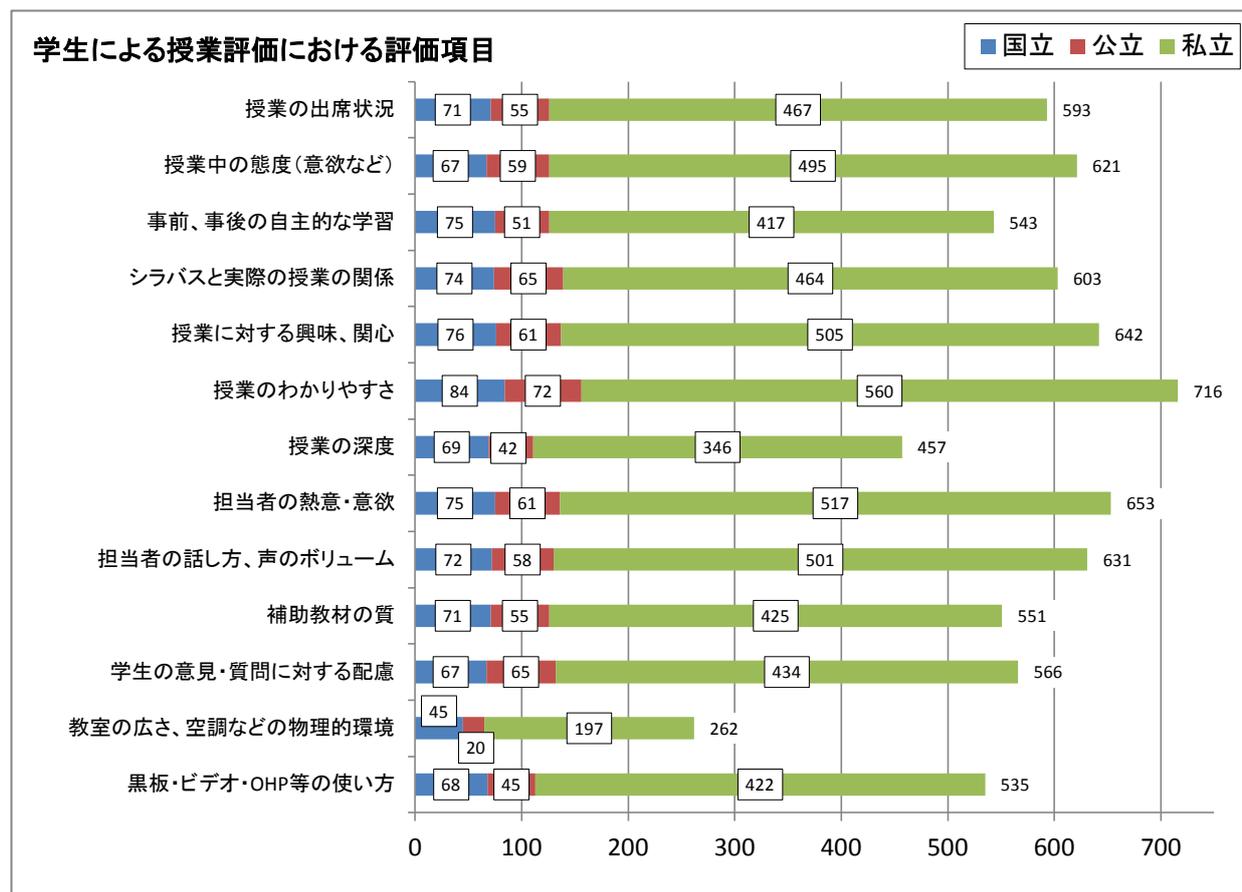
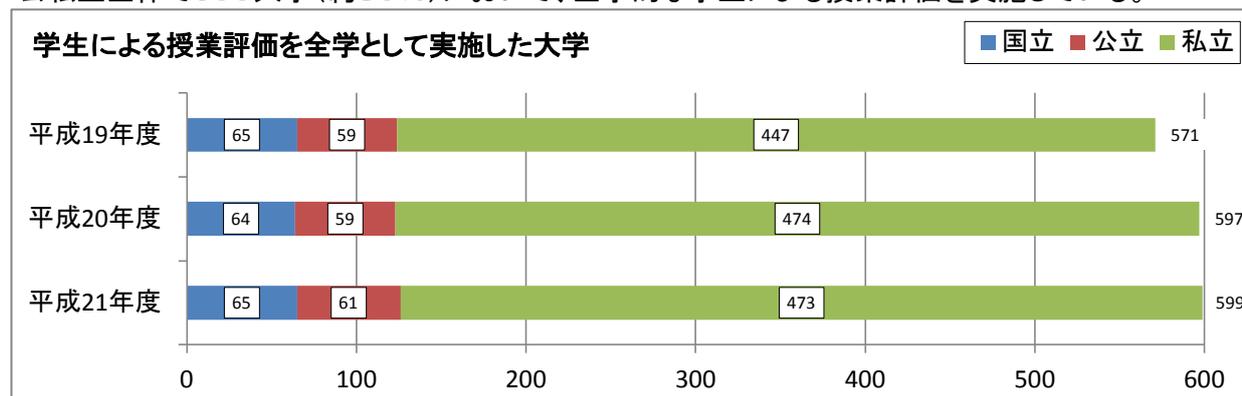
スタッフ・ディベロップメント(職員の職能開発)を実施している大学は、平成21年度現在、705大学(約94%)の大学が実施している。



<学生による授業評価の実施状況>

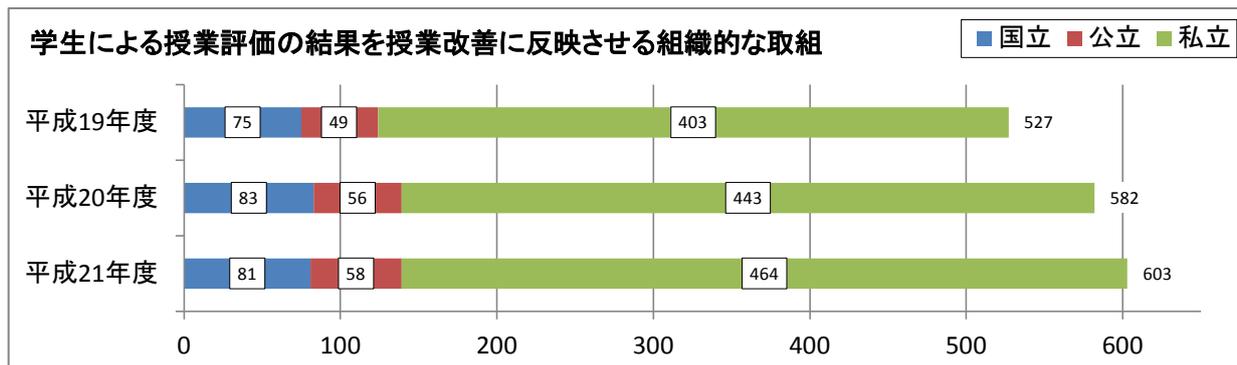
学生による授業評価の実施状況

平成21年度現在、国立65大学(約76%)、公立61大学(約79%)、私立473大学(約80%)、国公私立全体で599大学(約80%)において、全学的な学生による授業評価を実施している。



学生による授業評価の結果を授業改善に反映させる組織的な取組

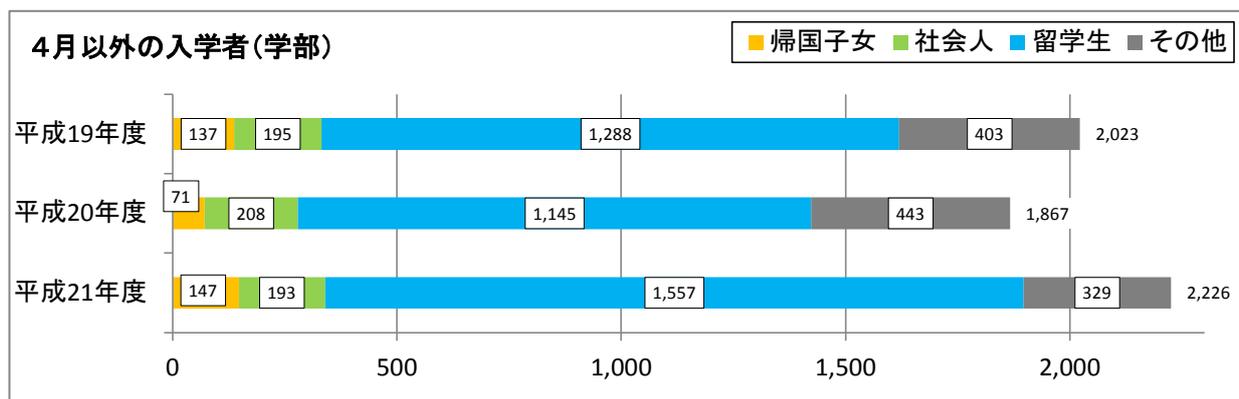
平成21年度に学生による授業評価を実施した大学のうち、授業評価の結果を授業改善に反映するための組織的な取組が行われているのは、国立81大学(約94%)、公立58大学(約75%)、私立464大学(約79%)、国公私立全体で603大学(約80%)となっている。



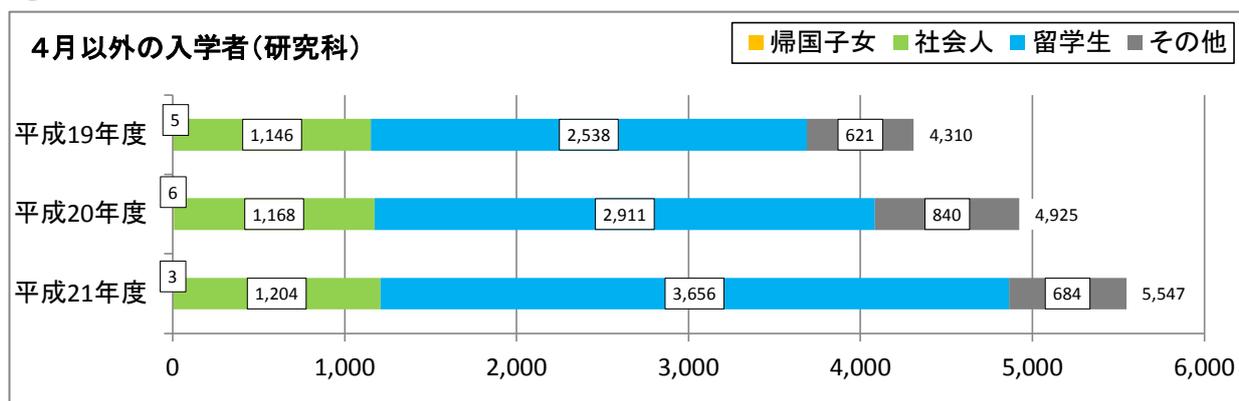
5. 「開かれた大学」への取組状況

<入学時期の弾力化>

①学部段階の4月以外の入学者



②研究科段階の4月以外の入学者



※放送大学を除く

※通信制を対象としていない

<入学資格、修業年限の弾力化>

①大学への飛び入学の実施状況

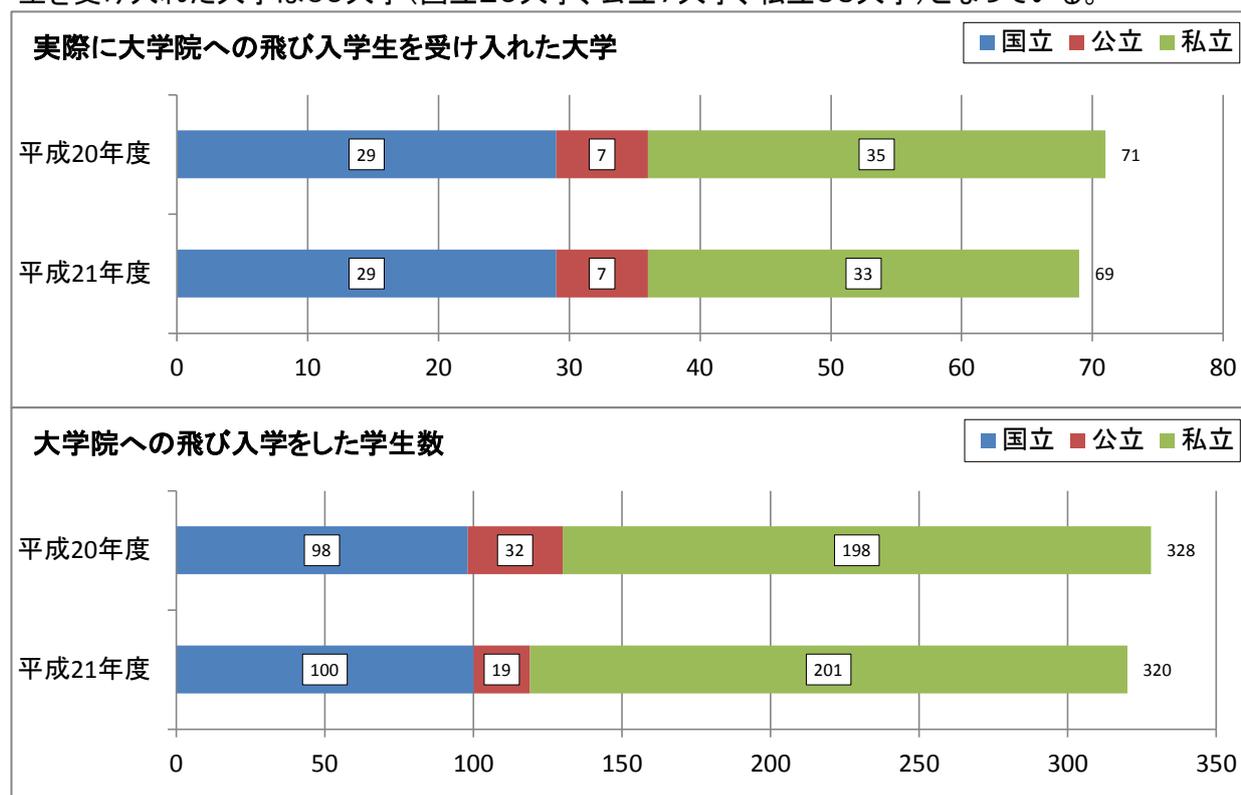
平成21年度現在、大学への飛び入学制度を実施している大学は6大学(国立1大学、公立1大学、私立4大学)となっている。

《平成21年度入学者数》

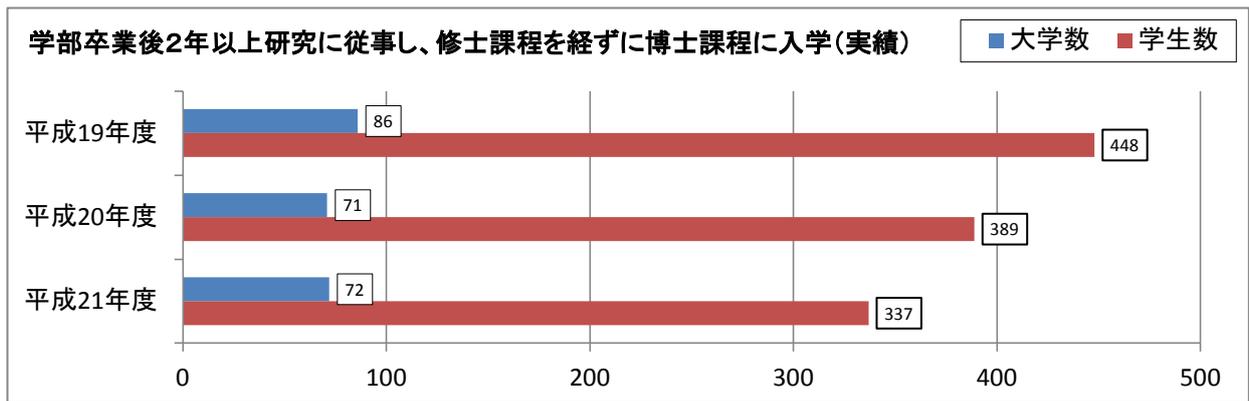
大学名	入学者数
千葉大学(国立)	5名
会津大学(公立)	0名
昭和女子大学(私立)	0名
成城大学(私立)	0名
名城大学(私立)	1名
エリザベト音楽大学(私立)	0名

②大学院への飛び入学の実施状況

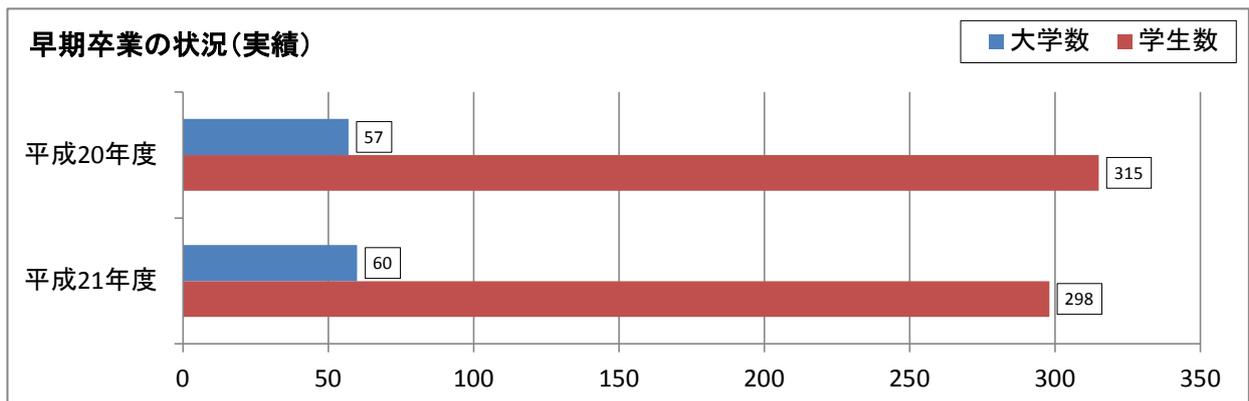
平成21年度現在、大学院への飛び入学制度を学則上導入している大学のうち、実際に飛び入学生を受け入れた大学は69大学(国立29大学、公立7大学、私立33大学)となっている。



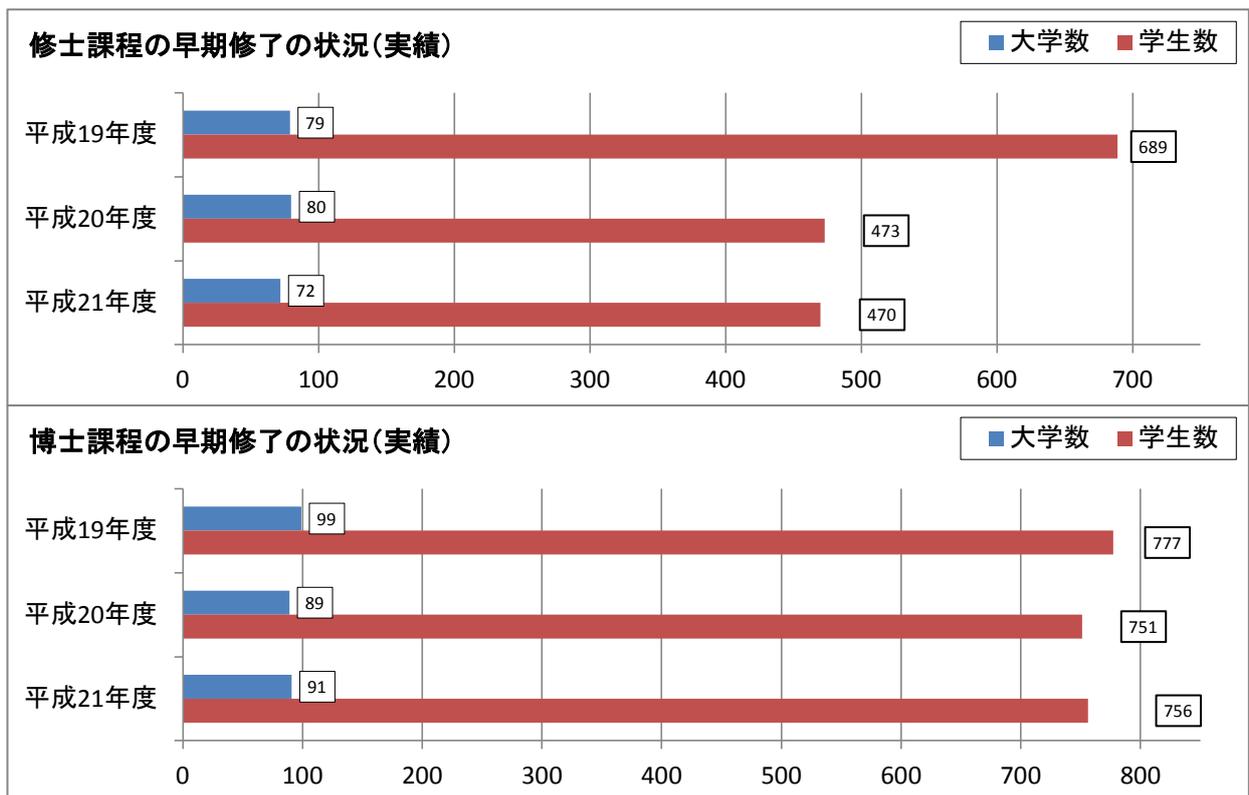
③修士課程を経ずに博士課程に入学



④早期卒業の状況(学部)



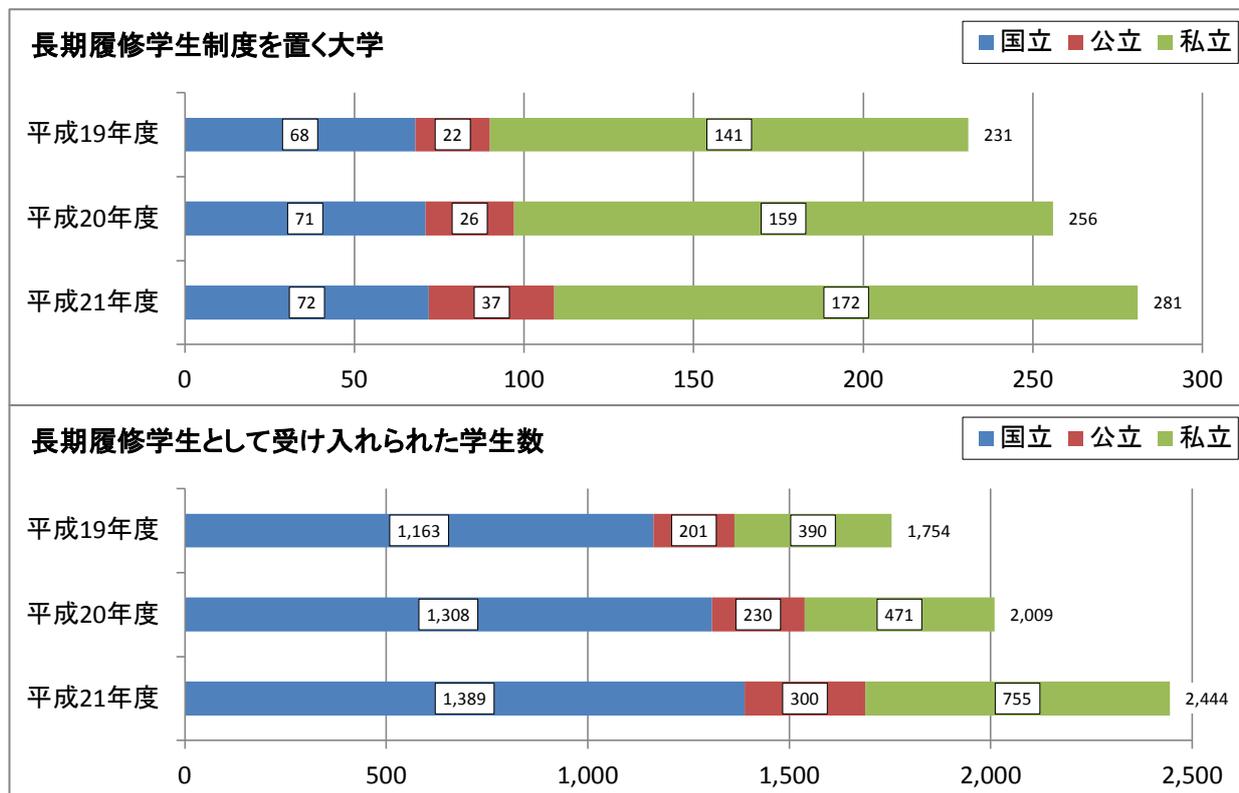
⑤早期修了の状況(大学院)



<長期履修学生制度>

長期履修学生制度を置く大学

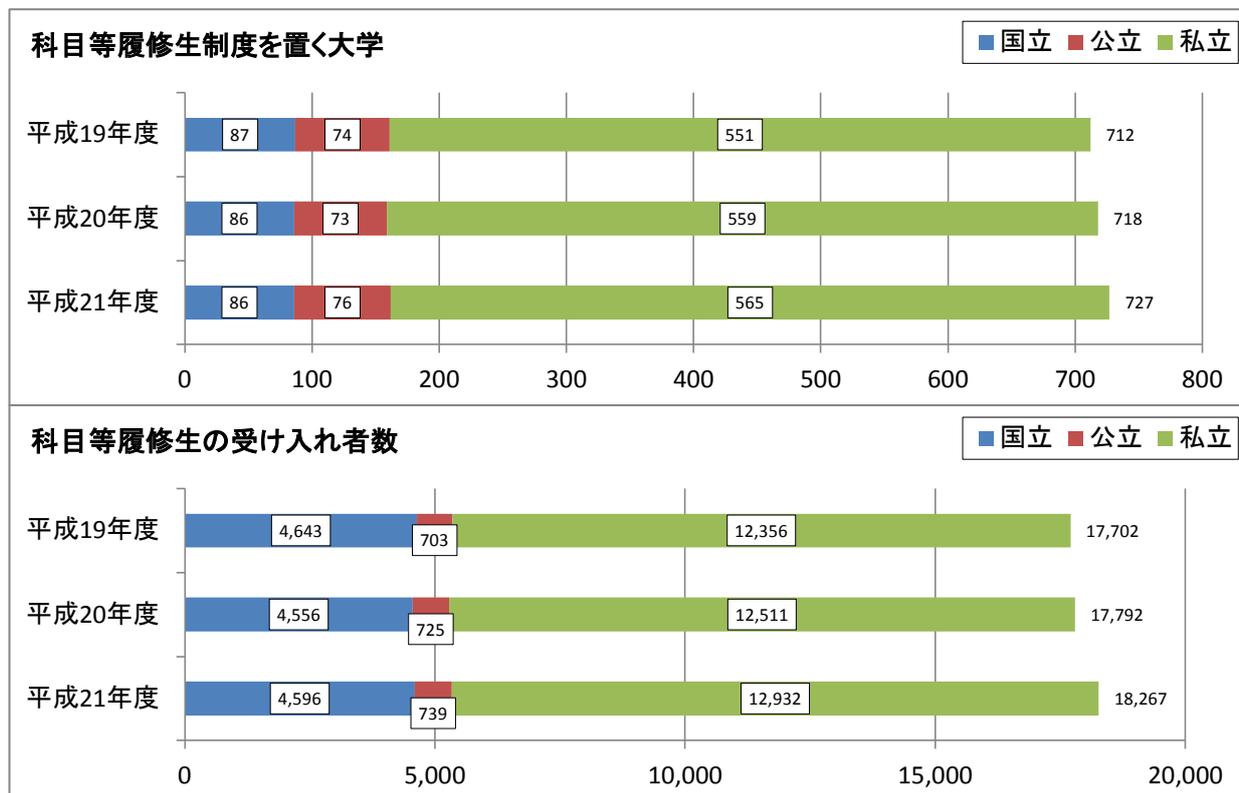
職業を有している等の事情により、修業年限を超えた一定の期間にわたって、計画的に教育課程を履修して卒業する「長期履修学生制度」については、平成21年度においては281大学(約37%)が導入し、学部では68人、研究科では2376人、計2444人の学生が本制度を利用している。



<科目等履修生制度>

科目等履修生制度を置く大学

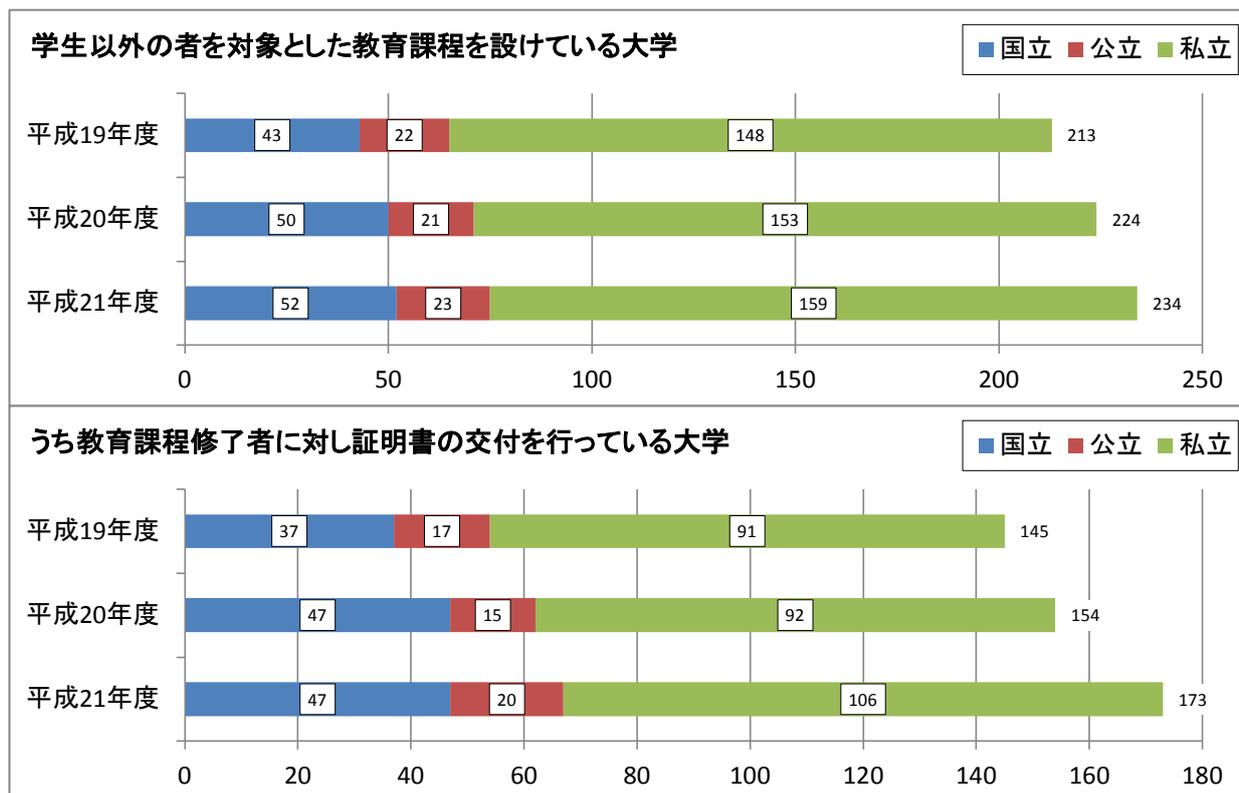
当該大学の学生以外の者に、パートタイム形式による大学教育を受ける機会を広く認め、その履修成果に単位を与えることのできる「科目等履修生制度」が活用されている。平成21年度現在、国公立大学727大学(約97%)が科目等履修生制度を設けている。



※放送大学を除く

<学生以外の者を対象とした教育課程を設けている大学>

①学生以外の者を対象とした教育課程の開設状況

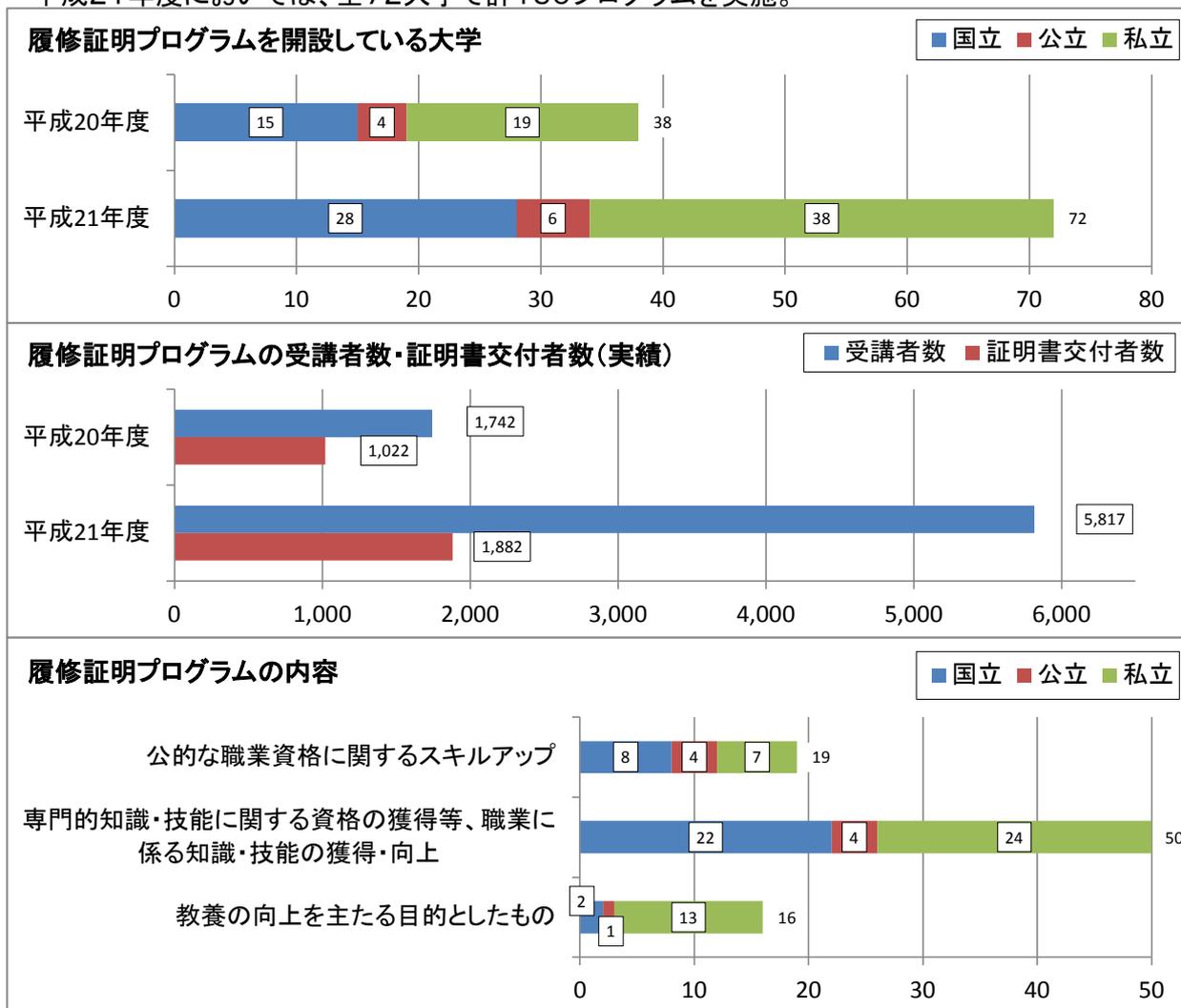


学生以外の者を対象とした教育課程：

主として学生以外の者を対象に、大学の授業科目もしくは公開講座またはこれらの一部により体系的に編成した教育課程(概ね1年未満の短期のプログラムを想定)のこと。必ずしも単位認定を行うことを要しない。なお、一回のみの公開講座は除く。

②履修証明プログラムの開設状況

平成21年度においては、全72大学で計130プログラムを実施。



※放送大学を除く

履修証明プログラム：

平成20年度から、大学等における「履修証明制度」が創設され、社会人等の学修の機会が拡充されている。

《履修証明プログラムの内容別取組例》

○公的な職業資格に関するスキルアップ

医療・保健分野における復帰と能力向上を支援する自己研鑽プログラム(名古屋市立大学)

小学校外国語活動指導力育成講座(大阪樟蔭女子大学)

英語による奈良観光ガイド人材養成プログラム(帝塚山大学)

○専門的知識・技能に関する資格の獲得等、職業に係る知識・技能の獲得・向上

IT食農先導士養成プログラム(豊橋技術科学大学)

医療分野ポルトガル語スペイン語講座(愛知県立大学)

産官学連携ハッピーキャリア(女性の再就職・起業)支援(関西学院大学)

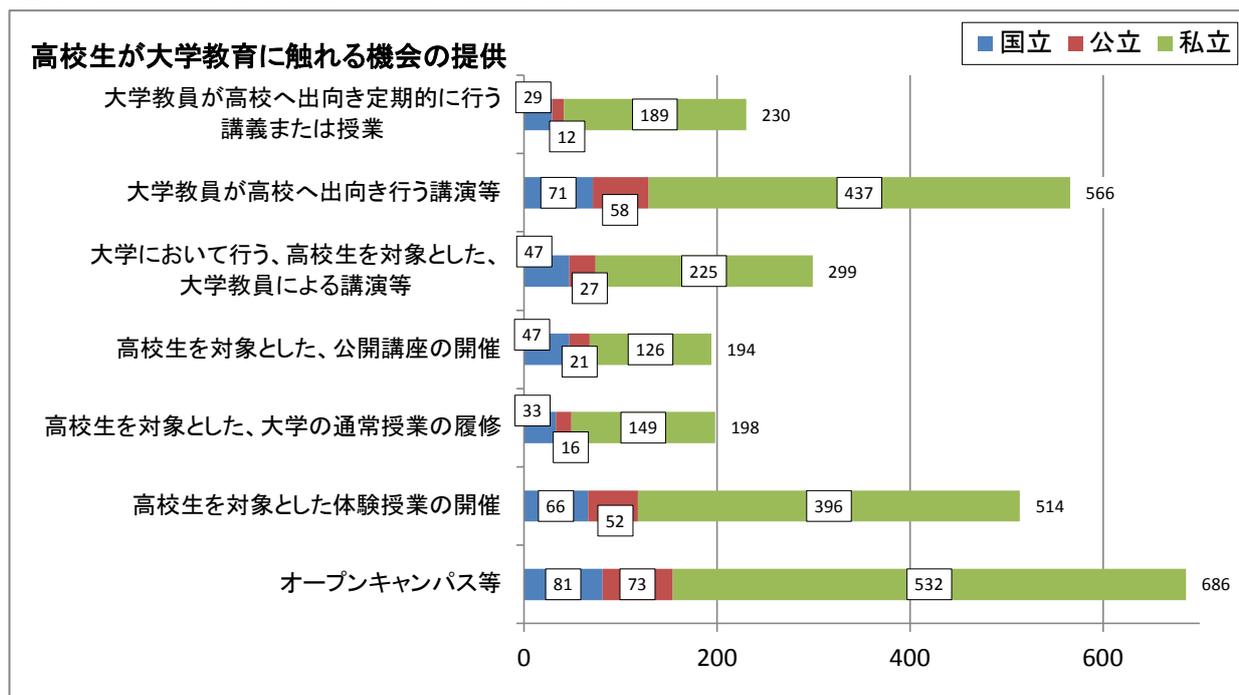
○教養の向上を主たる目的としたもの

児童英語地域支援者養成講座(東京家政大学)

立教セカンドステージ大学(立教大学)

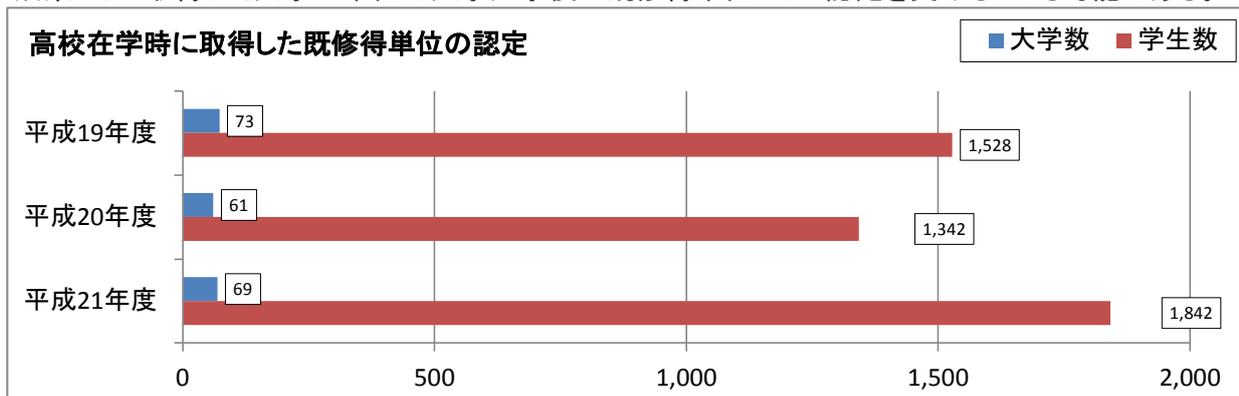
<高等学校との連携の状況>

①高校生が大学教育に触れる機会の提供



②入学前の既修得単位の認定

現在、高校生が大学の科目等履修生として大学の授業科目を受講する取組も広がっており、その成果として取得した大学の単位は大学入学後に既修得単位として認定を受けることも可能である。

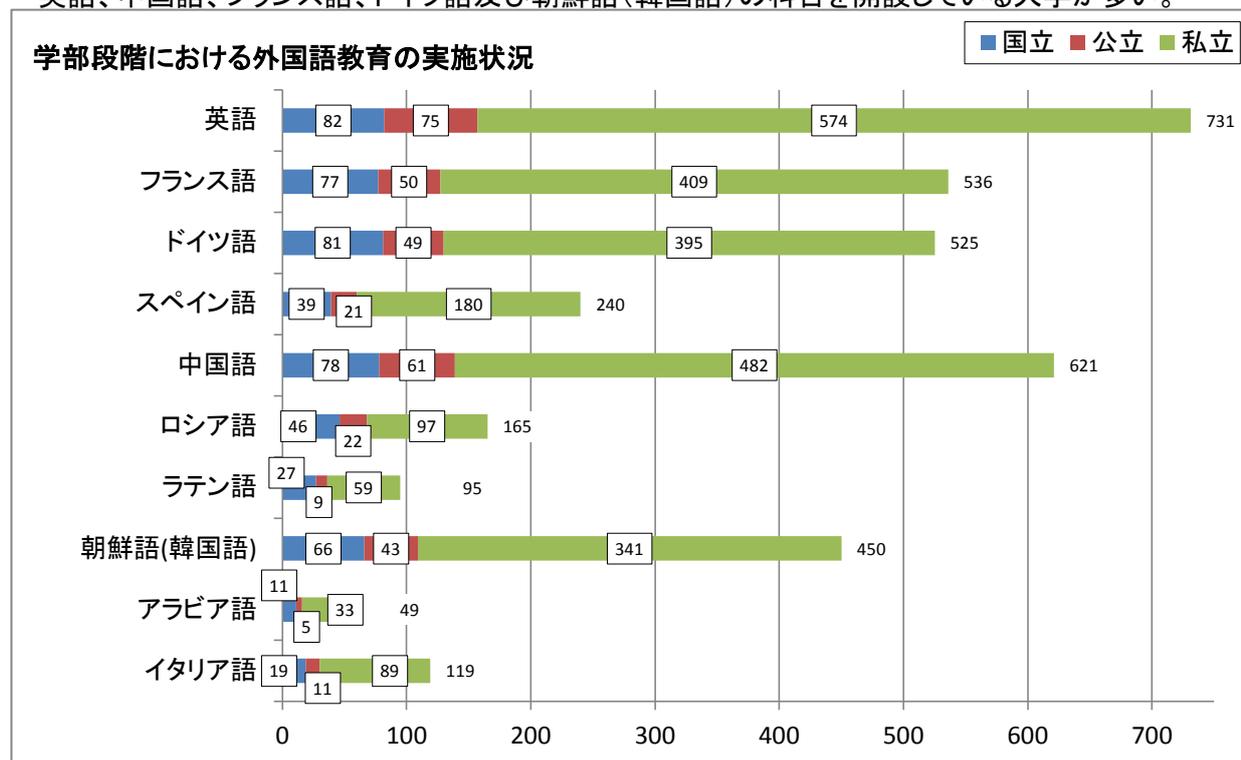


6. 大学の国際化に向けた取組状況

<外国語教育の改革>

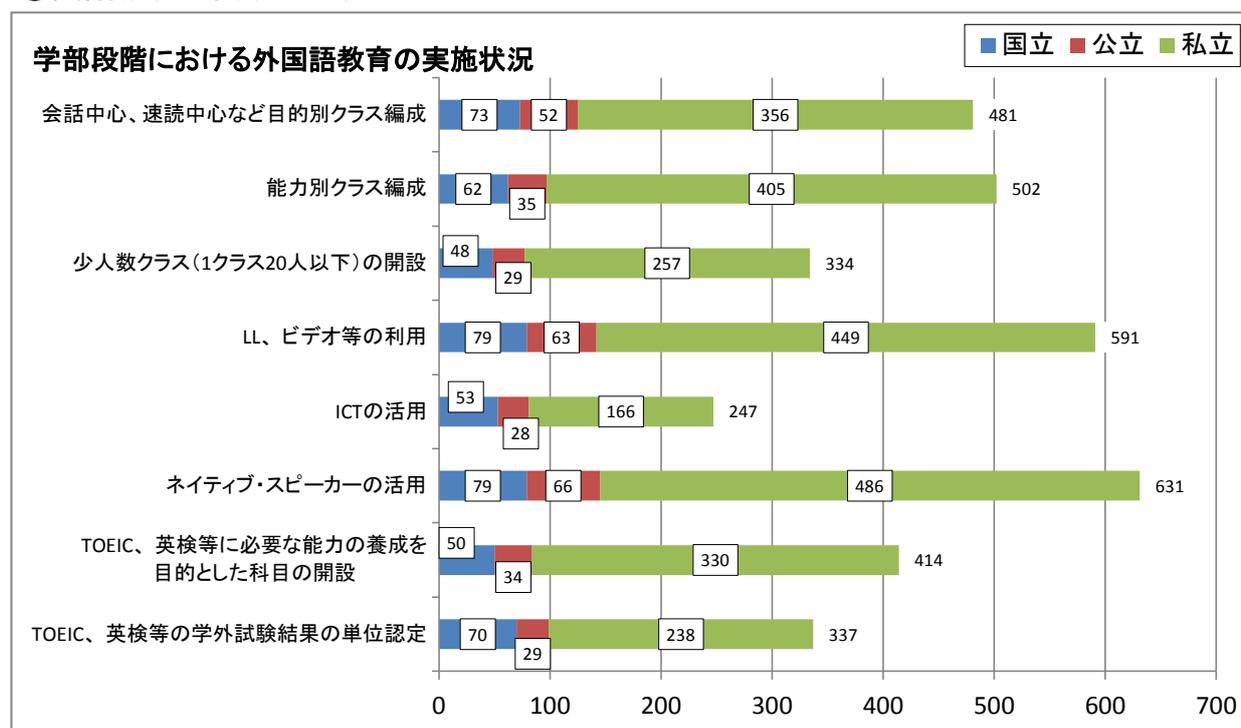
①外国語教育の実施状況

英語、中国語、フランス語、ドイツ語及び朝鮮語(韓国語)の科目を開設している大学が多い。



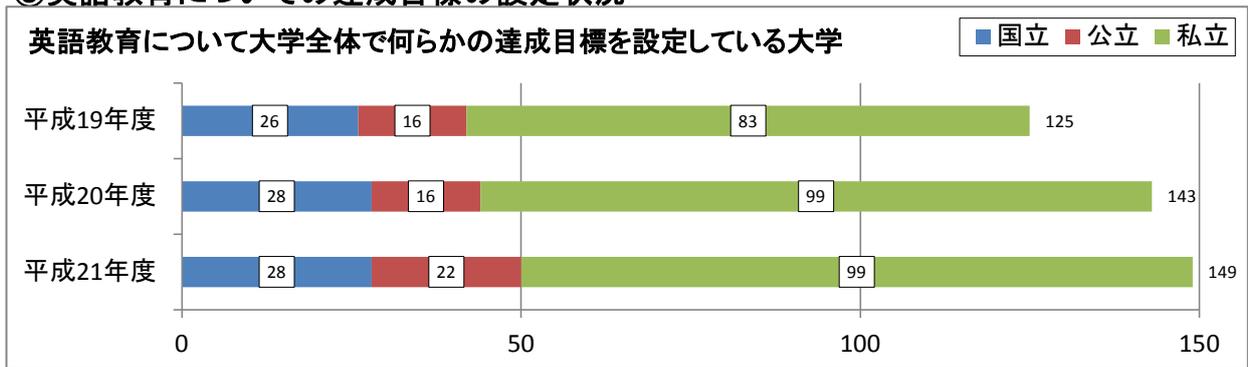
※大学院大学22大学(国立4大学、公立2大学、私立16大学)は対象としない。

②英語教育に関する取組



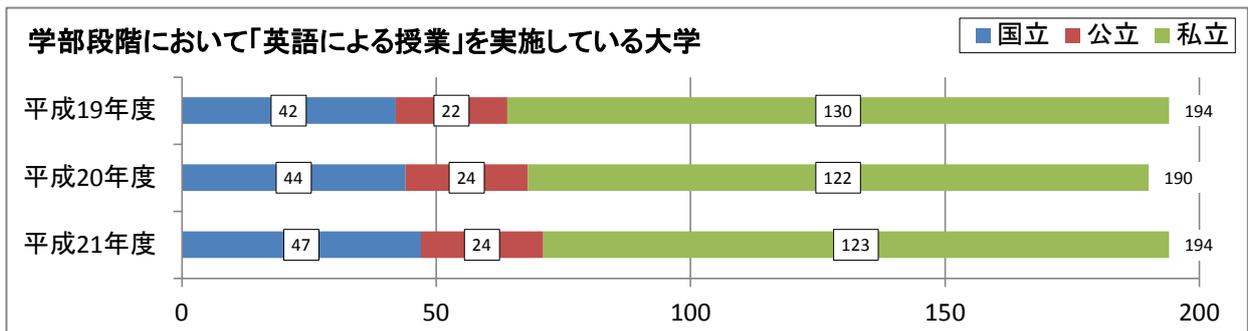
※大学院大学22大学(国立4大学、公立2大学、私立16大学)は対象としない。

③英語教育についての達成目標の設定状況

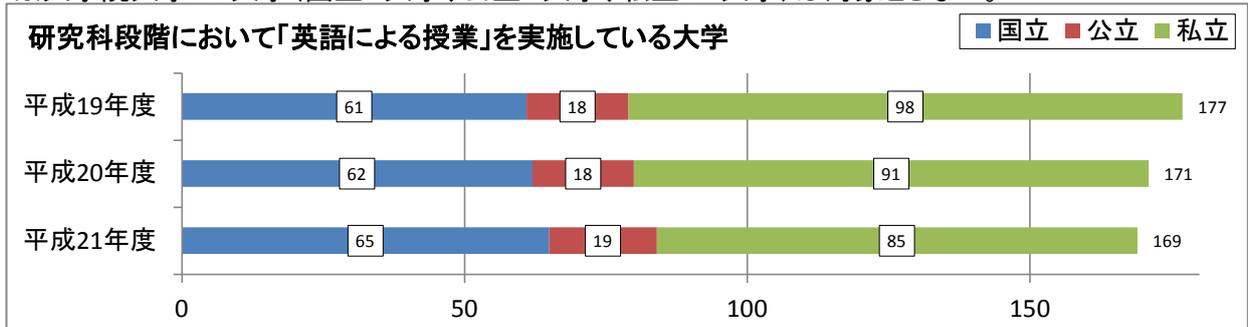


④「英語による授業」の実施状況

「英語による授業」(日本語を併用するもの及び英語教育を主たる目的とするものは含まない)を実施している大学は、平成21年度現在、学部段階においては194大学(約27%)、研究科段階においては169大学(約28%)が実施している。



※大学院大学22大学(国立4大学、公立2大学、私立16大学)は対象としない。



⑤「英語による授業」のみで卒業(修了)できる学部(研究科)

平成21年度においては、8大学9学部で「英語による授業」のみで卒業が可能。

《「英語による授業」のみで卒業できる学部》

- ・国際教養大学 国際教養学部
- ・東京基督教大学 神学部
- ・上智大学 国際教養学部
- ・多摩大学 グローバルスタディーズ学部
- ・法政大学 グローバル教養学部
- ・早稲田大学 国際教養学部
- ・立命館アジア太平洋大学 アジア太平洋学部
- ・立命館アジア太平洋大学 国際経営学部
- ・宮崎国際大学 国際教養学部

《「英語による授業」のみで修了できる研究科》

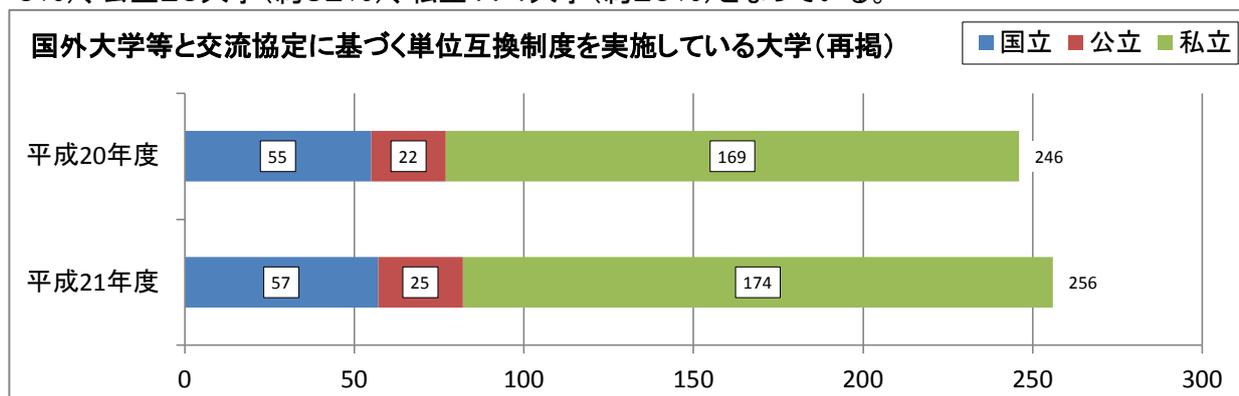
	国立	公立	私立	計
大学数	47(45)	5(3)	29(25)	81(73)
研究科数	107(97)	6(3)	42(39)	155(139)

※()は平成20年度実績

< 国外の大学等との単位互換とダブル・ディグリー >

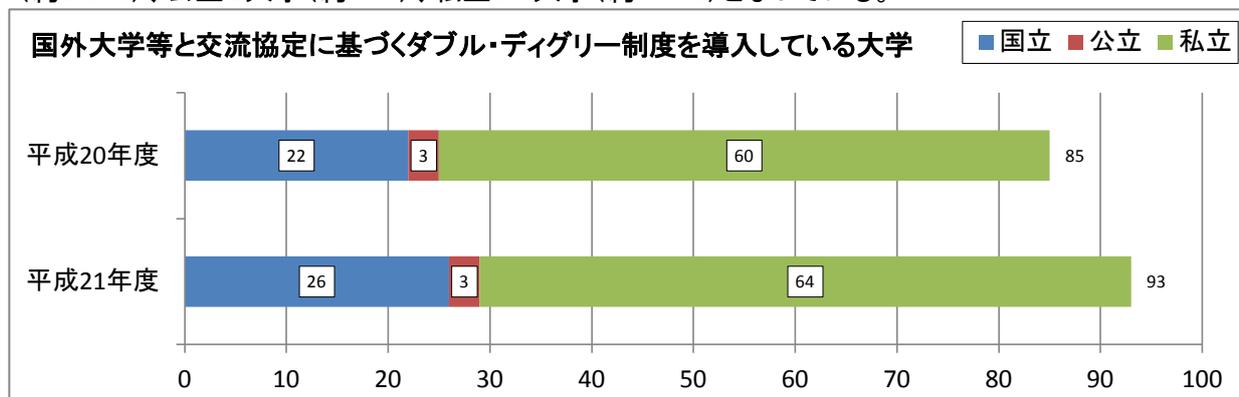
国外大学等と交流協定に基づく単位互換制度を実施している大学(再掲)

国外大学等との交流協定に基づく単位互換制度を導入している大学数は、国立57大学(約6%)、公立25大学(約3%)、私立174大学(約29%)となっている。



国外大学等と交流協定に基づくダブル・ディグリー制度を導入している大学

国外大学等との交流協定に基づくダブル・ディグリー制度を導入している大学数は、国立26大学(約30%)、公立3大学(約4%)、私立64大学(約11%)となっている。



ダブル・ディグリー :

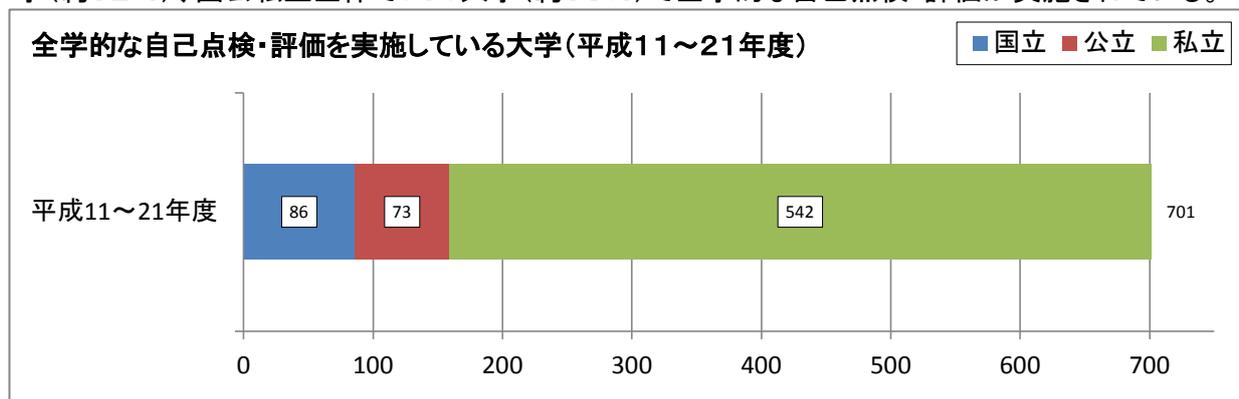
この調査においては、複数の学位を取得する際、通常要する期間より短い期間に、留学を活用するなどして、これらの学位を取得する履修形態を指す。

7. 自己点検・評価、教員の教育面の業績評価と情報の積極的な提供

<自己点検・評価の実施状況>

全学的な自己点検・評価の実施状況

平成11年度から平成21年度までに、国立86大学(100%)、公立73大学(95%)、私立542大学(約92%)、国公私立全体で701大学(約93%)で全学的な自己点検・評価が実施されている。

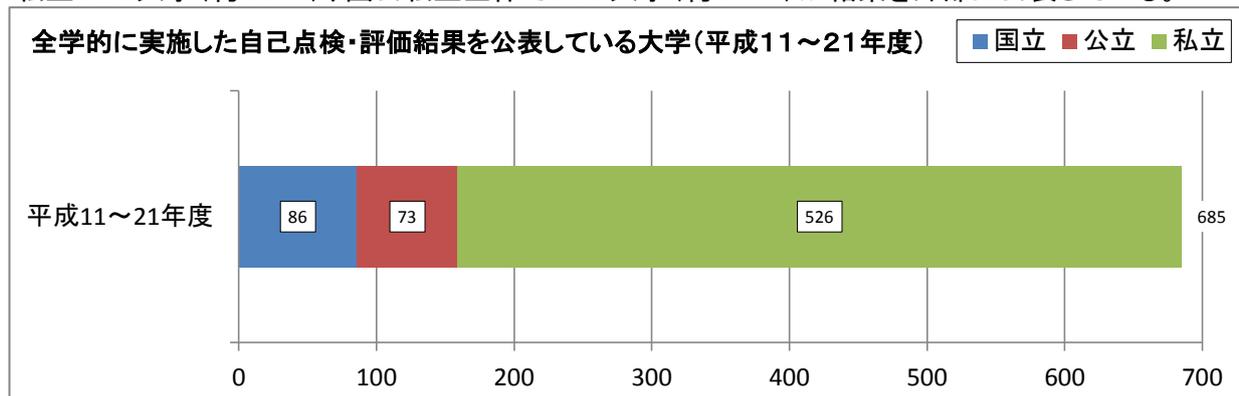


《全学的な自己点検・評価を実施していない理由》(52大学)

- 完成年度を迎えていないため 27大学
- 平成22年度以降で実施 6大学
- 実施体制未整備、不十分 2大学
- 学部、研究科等として実施したことがある 9大学
- 平成10年度までに実施したことがある 2大学
- その他 6大学

全学的に実施した自己点検・評価結果の公表

全学的な自己点検・評価を実施した大学のうち、国立86大学(100%)、公立73大学(約95%)、私立526大学(約89%)、国公私立全体で685大学(約91%)が結果を外部に公表している。

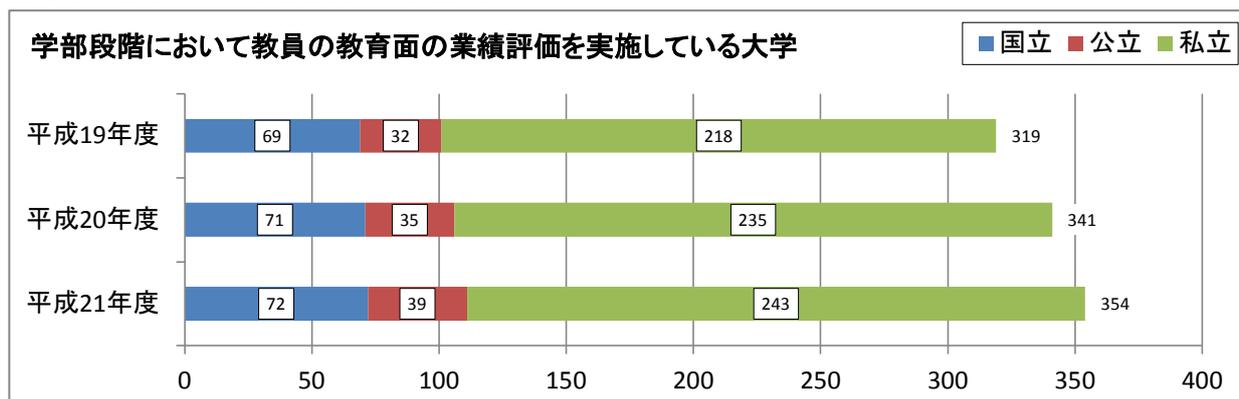


《自己点検・評価結果を公表していない理由》(16大学)

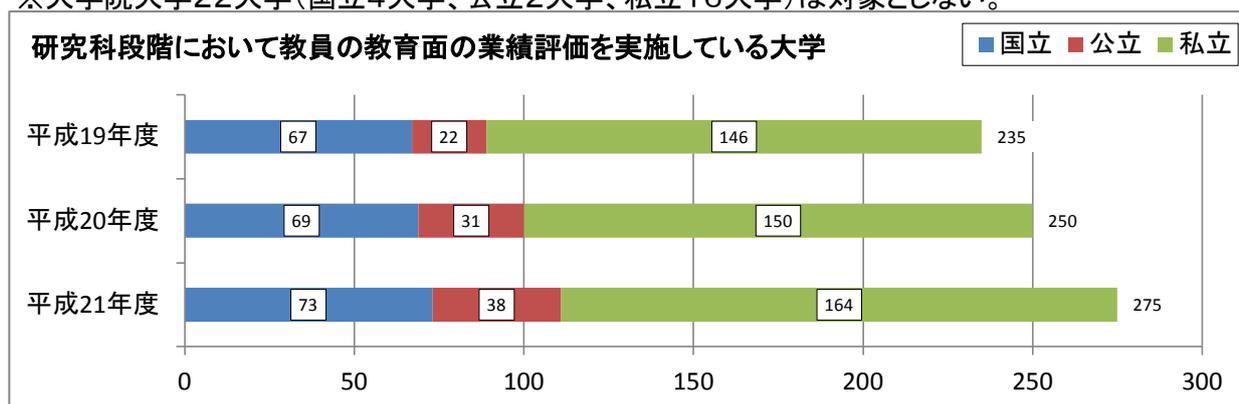
- 認証評価機関による評価後に公表する予定 3大学
- 公表に向けて検討中・準備中 5大学
- その他 8大学

<教員の教育面の業績評価の工夫>

教員の教育面の業績評価の実施状況

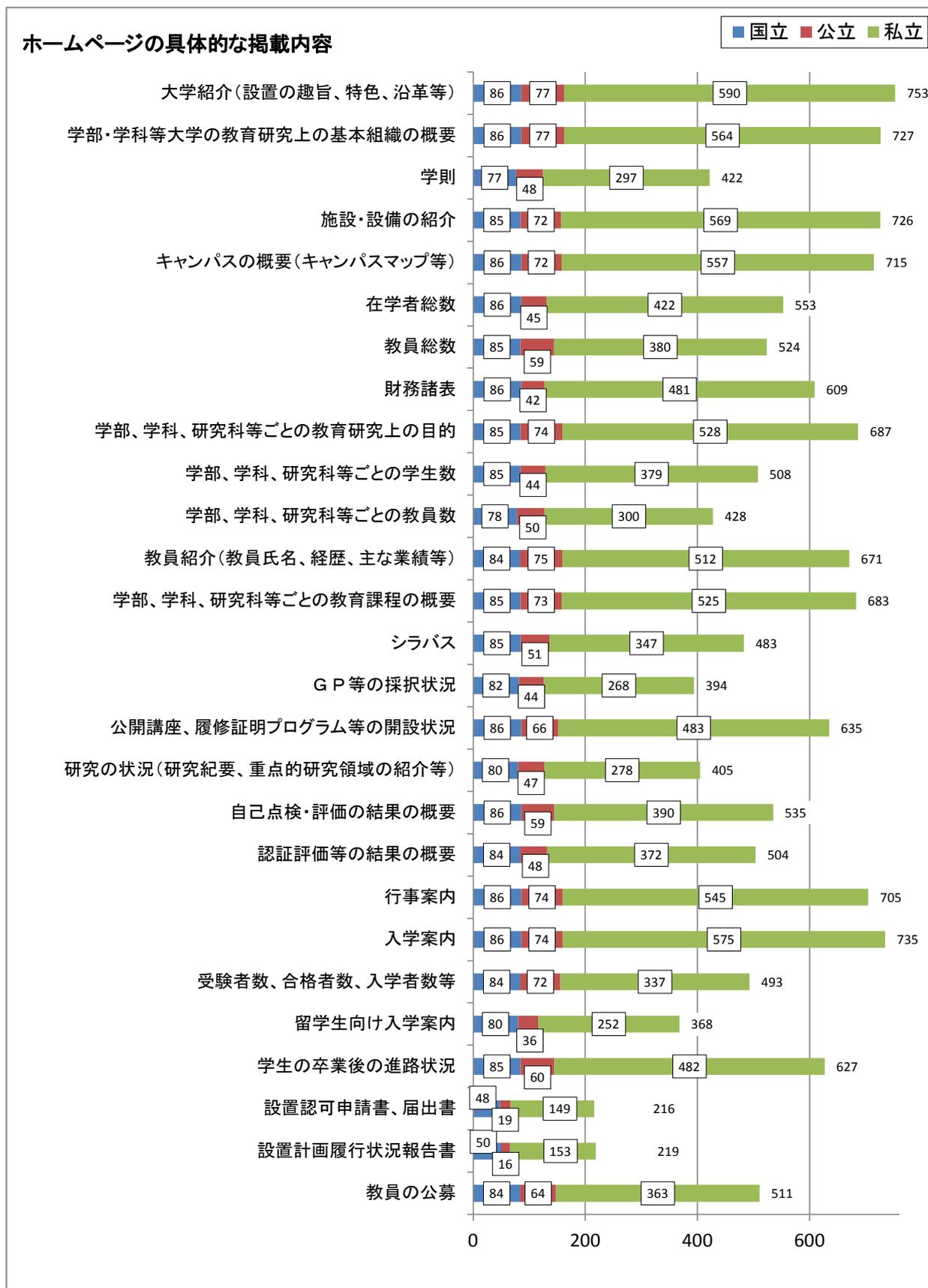


※大学院大学22大学(国立4大学、公立2大学、私立16大学)は対象としない。



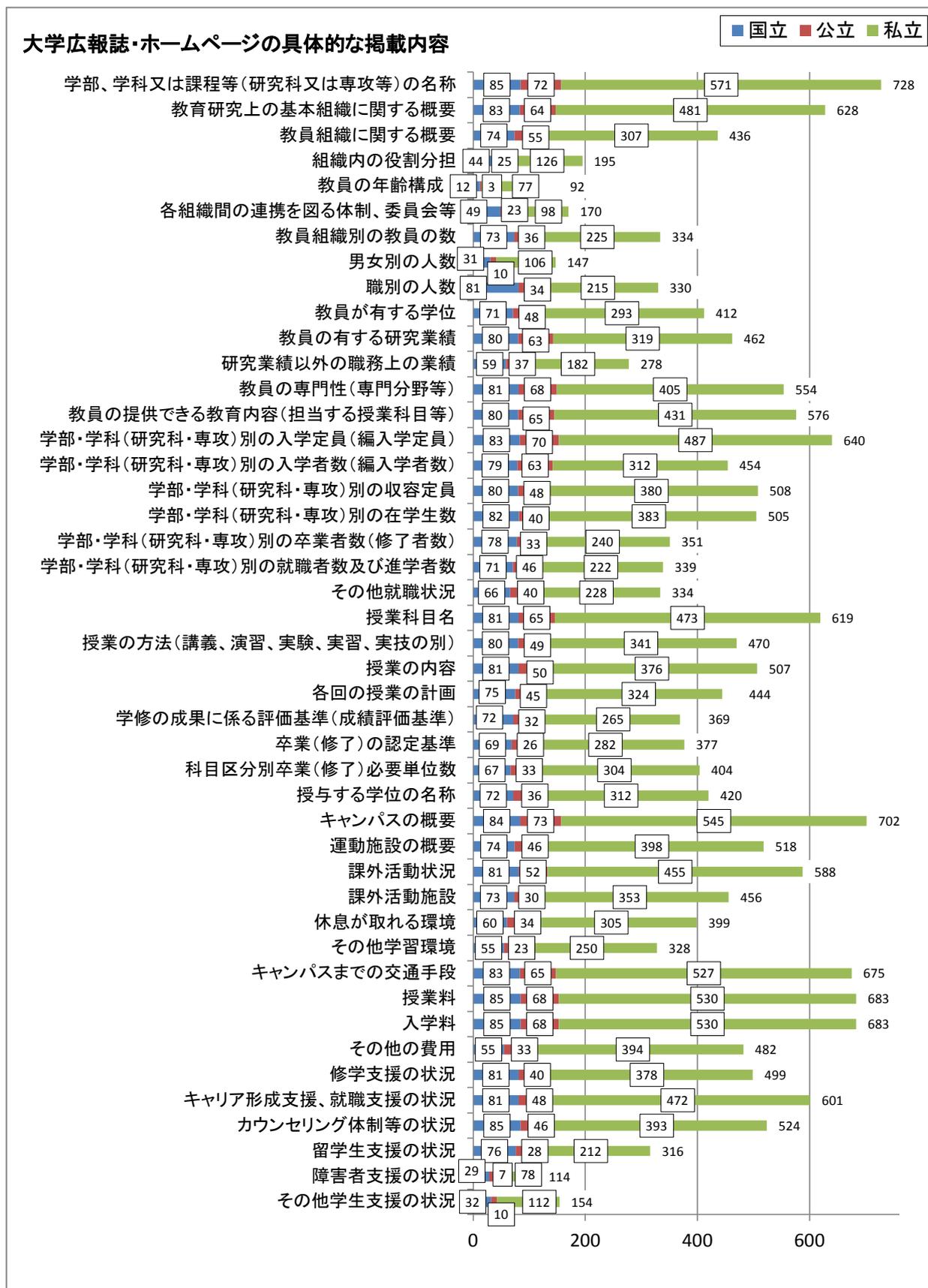
＜大学における情報の積極的な提供に関する取組＞

ホームページの具体的な掲載内容



＜大学における情報公表の義務化及び努力化への対応＞

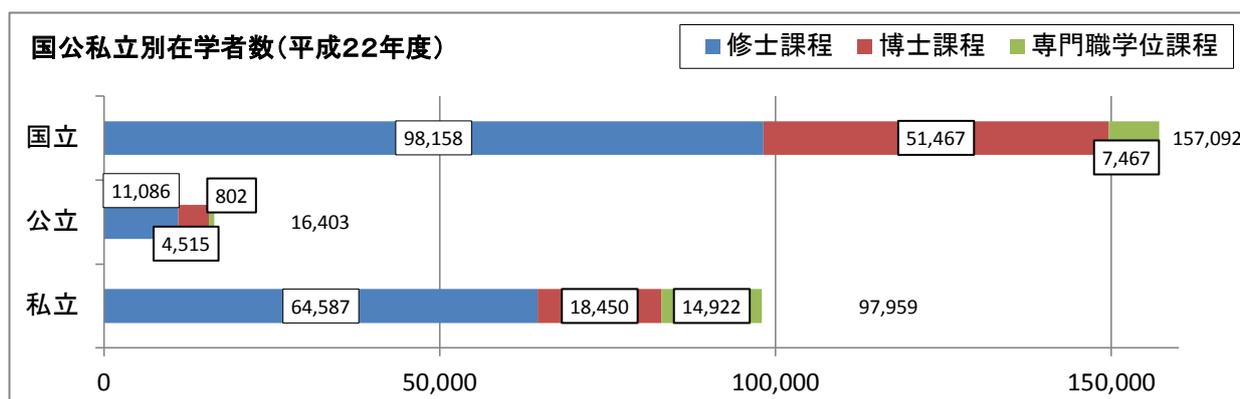
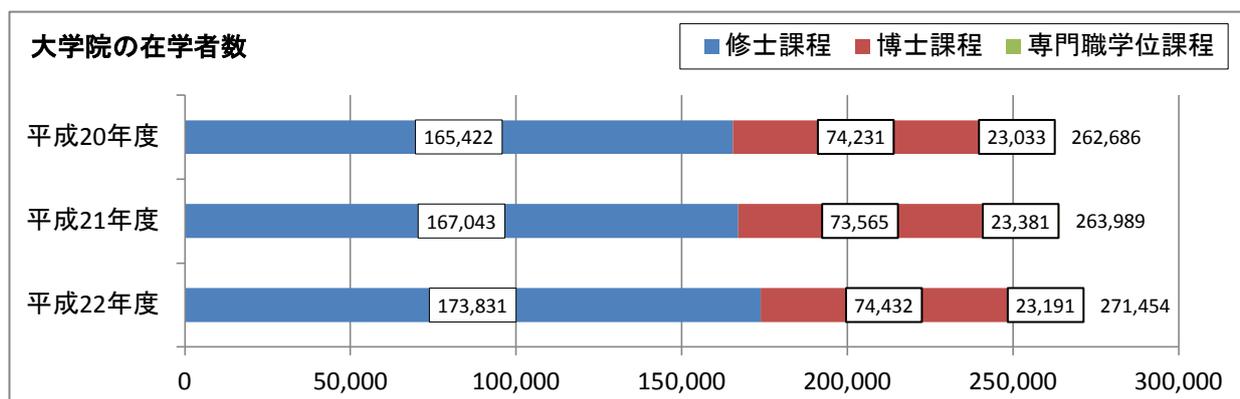
大学広報誌・ホームページの具体的な掲載内容



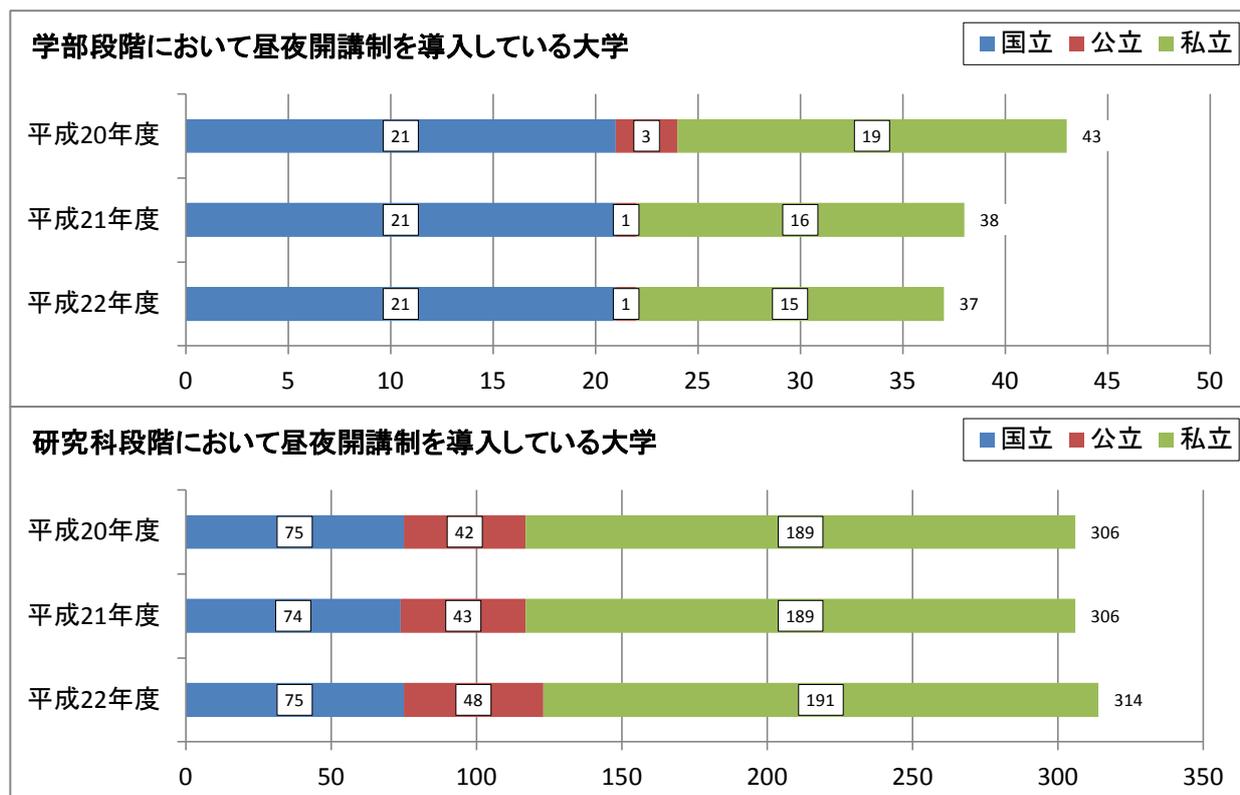
8. その他

<大学院の在学者数>

大学院の在学者数(※学校基本調査報告書に基づき作成)



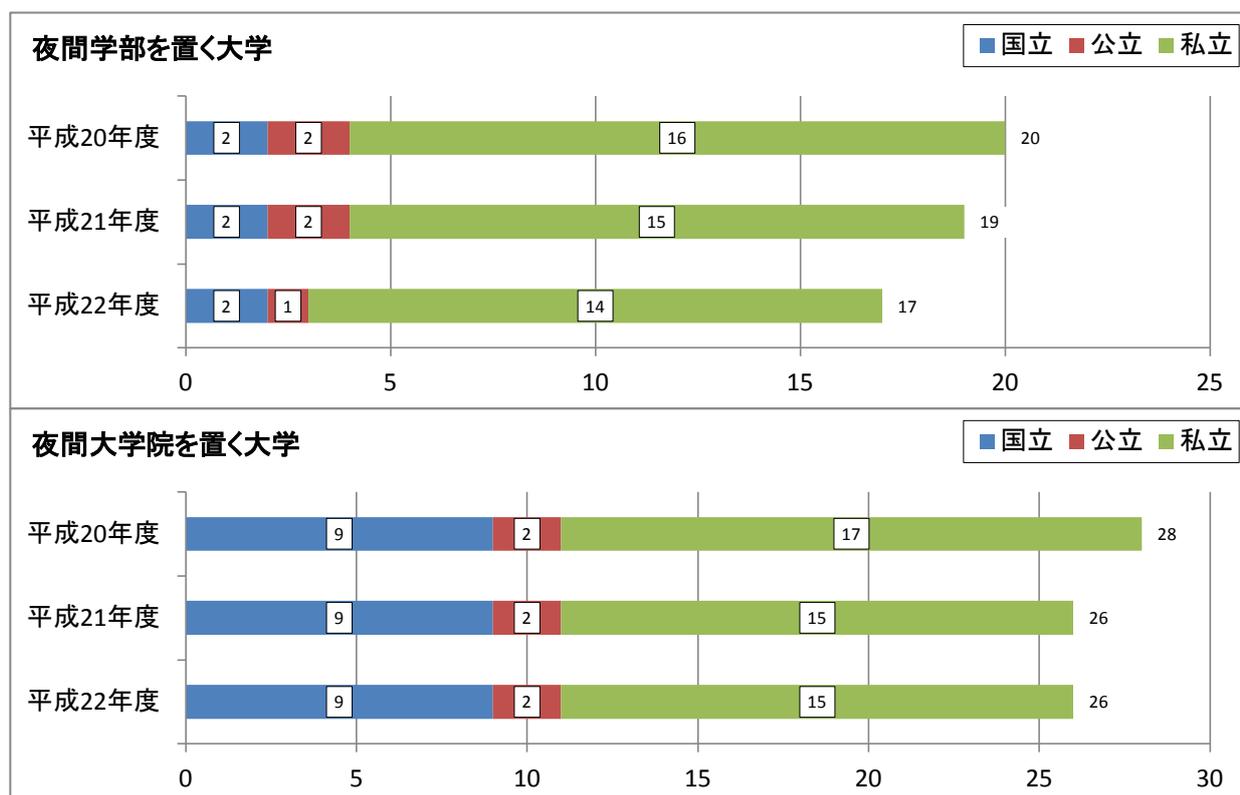
<昼夜開講制(※「全国大学一覧」に基づき作成)>



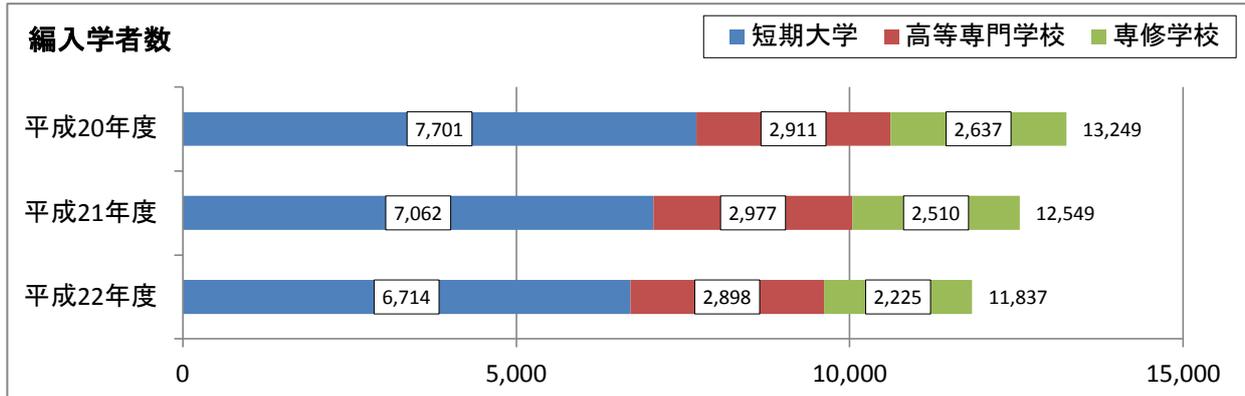
昼夜開講制：

時間的制約の多い社会人等の便宜に配慮して、同一学部または研究科内で昼間及び夜間の双方の時間帯において授業を行う制度。ここでは、同一学部または研究科内で「昼間主コース」、「夜間主コース」を設けている大学のみを集計。

<夜間学部・夜間大学院(※「全国大学一覧」に基づき作成)>

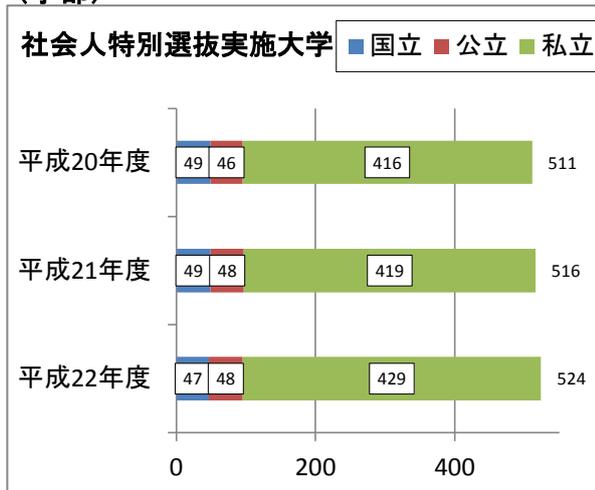


<編入学者数(学校基本調査報告書に基づき作成)>

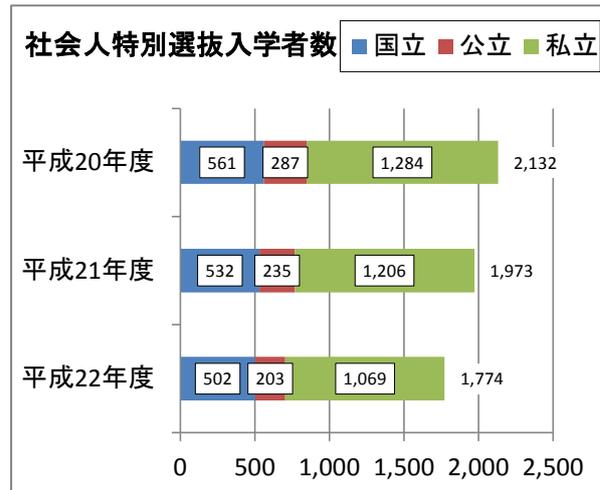


<社会人の受入れ(学校基本調査報告書他に基づいて作成)>

(学部)

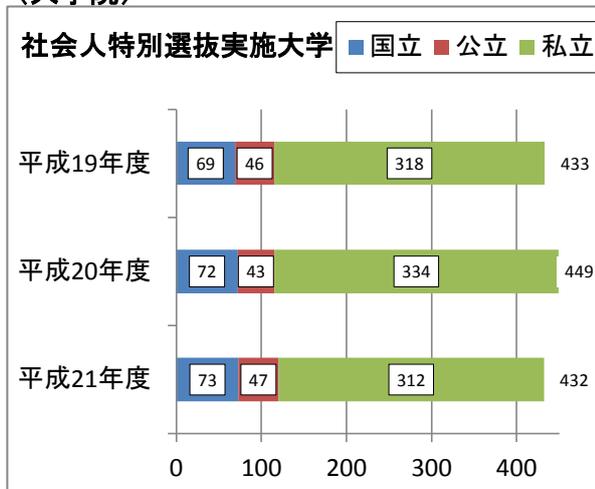


(国公私立大学入学者選抜実施状況)

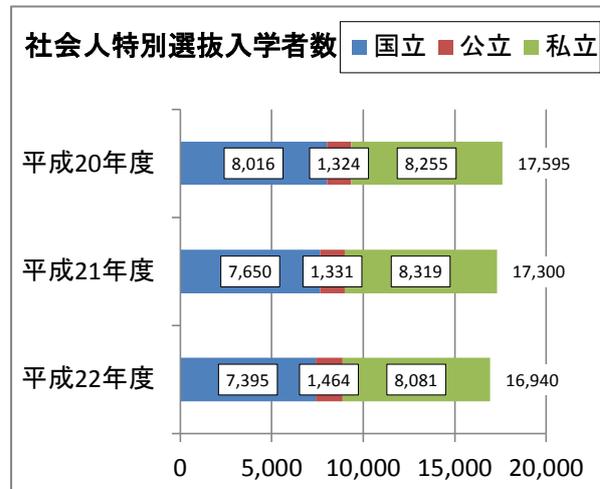


(国公私立大学入学者選抜実施状況)

(大学院)



(大学院関係資料)



(学校基本調査報告書)